

No.

100.
48,2
TA

犯罪防止コース総覧

昭和62年 8 月

アジア極東犯罪防止研修所
国際協力事業団

T	A
J	R
87	121

RY

犯罪防止コース総覧

JICA LIBRARY



1065010[9]

昭和62年 8 月

アジア極東犯罪防止研修所
国際協力事業団

国際協力事業団		
受入 月日	63. 4. 04	100
登録 No.	17474	48.2 TA

国際研修（犯罪防止コース）総覧目次

第1	アジア極東犯罪防止研修所の概要	1
第2	国際研修主要課題一覧表	9
第3	研修員地域別・職種別一覧表	15
第4	研修課程の概要	17
第5	研修実施内容	19

第1 アジア極東犯罪防止研修所の概要

1 序 説

アジア極東犯罪防止研修所(The United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of offenders)は、昭和36年に国際連合と日本国政府との間に締結された「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいて設立され、両者の協力によって運営される犯罪防止及び犯罪者処遇のための国際研修・研究機関であり国内では「アジ研」、国際的には「UNAFEI」とそれぞれ略称されている。当研修所の主要な業務は、主としてアジア地域諸国における、警察、検察、裁判、矯正、保護その他の刑事司法関係機関の高級・中堅幹部職員を対象に、犯罪・少年非行の防止及び犯罪者・非行少年の処遇に関する国際研修を実施するとともに、広く刑事司法に関する諸問題について調査・研究を行い、資料及び情報を収集することによって、地域内各国政府の犯罪対策に協力することとされている。昭和37年に第1回国際研修を開始して以来、過去25年間に実施した国際研修の回数は76回に達し、参加した国は日本を含めて59か国、研修員は1,738名(海外研修員1,052名、国内研修員686名)に上っている。

いうまでもなく、犯罪は世界のすべての国が当面する重大問題の1つであり、それが社会及び経済の発展に対する大きな阻害要因となっている国も少なくない。しかも、各国における工業化・都市化の進展が犯罪の規模及び態様に著しい変化を生じさせ、また、科学技術、特に通信・交通手段の目覚ましい発達に伴う人的及び文化的な国際交流の活発化により、犯罪の及ぼす影響も単に一国の国内に限られないこととなった。そのためより効果的な犯罪防止及び犯罪者処遇のための国際協力は、現在ますますその必要性和重要性を増大させている。その意味で、当研修所の業績は、アジア極東地域のみならず全世界の刑事司法関係の実務家や刑事政策専攻の学者の間で高く評価されており、また、今後更に犯罪防止及び犯罪者処遇の分野での国際協力を推進すべく大きく期待されている。

2 沿 革

そもそもアジアにおける犯罪防止及び犯罪者処遇に関する地域研修所設立の動きは、昭和29年にビルマのラングーンで開催された国際連合主催の「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する第1回アジア極東セミナー」において、国際連合が社会防衛分野における技術援助計画の一環としてこれを設立すべき旨の決議が満場一致で採択されたことに始まる。この決議は、昭和30年にジュネーブで開催された「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する第1回国際連合会議」において承認されたが、昭和32年に東京で開催された前同第2回アジア極東セミナーにおいても、研修所設置に関する要望が繰り返された。国際連合は、これらの決議及び要望にこたえる

べく関係諸国政府と協議を重ね、研修所の招へい国として幾つかの国が候補に上ったが、最終的に日本にこれを設置することが決定されるに至ったものである。そして、昭和36年3月15日、ニューヨークにおいて、前記の国際連合と日本国政府との間の協定が調印され、同年6月5日、公布・施行された。これと時を同じくして、法務省設置法が改正され、法務省は、新たに「国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに關する条約に基づき、国際連合に協力して行う研修、研究及び調査に關する事項」を行うものとされ（同法第2条第10号）、これを担当する部局として、同省法務総合研究所に国際連合研修協力部が設けられた。翌37年3月には、当研修所の庁舎と国際連合職員のための宿舎が東京都府中市に完成し、第1回国際研修は同年9月2日に開始された。

当研修所の財政及び運営は、昭和37年から同40年まで、国際連合と日本国政府とがその責任をほぼ等分に分担したが、その後、日本の経済力の向上とともに、当研修所の実質的な運営責任を国際連合から日本国政府に移管することを目標として、財政面における国際連合の負担が徐々に縮小され、逆に日本国政府の分担額がこれに応じて増加した。

当研修所の運営の実質的な責任が日本国政府に移管されたのは、昭和45年4月以降である。同年3月、その後における当研修所運営の基礎となる書簡である「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に關するアジア及び極東研修所を日本国政府と国際連合の共同の下に存続せしめることに関する交換公文」が国際連合と日本国政府との間で取り交わされた結果、それまで国際連合が任命することとされていた所長は、日本国政府が国際連合と協議して日本国政府職員の中から任命し、また、研修所の運営に要する費用は、原則として日本国政府がその全額を負担することとなった。しかし、国際連合と日本国政府との共同運営にかかる国際機関であるという当研修所の基本的性格は維持され、所長は、国際連合と密接な連携を保ちながら研修及び研究の計画を作成・実施し、かつ、当研修所の行った事業及び次年度の計画に關する年次報告を国際連合及び日本国政府に提出することとされたほか、国際連合は、資金があることを条件として、顧問その他の専門家を派遣し、海外研修員のためのフェロー・シップを支給することができるものとされている。

このようにして、当研修所運営の実質的な責任は日本国政府に移され、所長以下全職員の任用、客員専門家の招へい、建物その他の施設の維持・管理、国際研修その他の業務の実施及び国内研修員のための研修費用の供与は法務省が担当し、従来に引き続いて法務総合研究所国際連合研修協力部が業務の運営に当たっている。

海外研修員のためのフェロー・シップについては、当初は国際連合が提供していた。海外研修員のうちには、自国政府の負担あるいは他国政府のフェロー・シップによって国際研修に参加するものもあった。また、昭和38年からは開発途上国に対する日本の技術協力計画の一環として海外技術協力事業団（OTCA）が海外研修員に対するフェロー・シップを支給し始め、

その割合は次第に増大した。なお、同事業団は、昭和49年海外移住事業団等と合併し、その名称が国際協力事業団（JICA）に改められ、海外研修員はJICA研修員として位置付けられ、研修員に対するフェロー・シップは、現在まで同事業団で提供するという運営方式がとられている。

3 運営、組織及び施設

(1) 運 営

当研修所の運営は、法務省法務総合研究所の一部である国際連合研修協力部が担当している。職員は同部の部長である所長のほか、次長1人、教官7人、事務職員15人の合計24人であり、所長以下の教官は、検察官（裁判官からの転官者を含む）矯正及び保護の職員等から選任される。

また、各国際研修ごとに、刑事司法及び犯罪者処遇に造詣が深く、国際的に著名な実務家又は学者数名を客員専門家として海外から招へいし、講義及びセミナーの指導を依頼するとともに、研修所の運営について助言を得ている。

なお、当研修所の業務に関連する事項を担当する国際連合の部局は、「社会開発及び人道問題センター・犯罪防止及び刑事司法部」（Crime Prevention and Criminal Justice Branch, Center for Social Development and Humanitarian Affairs）であるが、同部と当研修所との間では、当研修所の業務についてだけでなく、広く犯罪対策に関する国際的な活動の在り方について常時意見を交換するなど、緊密な相互協力の関係が維持されている。さらに、当研修所の業務の改善について勧告を行うため、アジア極東犯罪防止研修所諮問委員会が随時開催され、また、5年毎に開催される「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合会議」（United Nations Congress on the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders）や国際連合の諮問機関である「犯罪防止委員会」（United Nations Committee on Crime Prevention and Control）をはじめ、各種の国際会議で表明される意見を参考とするほか、地域内各国政府、内外の刑事司法関係機関、研修経験者、刑事政策の専門家等から広く運営改善のための助言を得ている。

(2) 組 織

当研修所には、所長、次長の下に、研修部、研究部、資料・情報部及び事務部が置かれている。

研修部は、国際研修の計画及び実施に関する業務を担当するほか、国際連合及び日本国政府に提出する年次報告を作成し、当研修所の刊行物であるUNAFEI Resource Material Series及びUNAFEI Newsletterを編集している。

研究部は、研究活動の企画及びその実施に関する業務を行っている。これには、地域的又は国際的な研究機関の行う研究活動への協力及び国際連合又はアジア極東地域内諸国政府の

要求に基づく研究活動が含まれる。

資料・情報部は、専門図書その他の参考資料の収集、分類及び管理並びに地域内諸国政府及び内外の研究機関との情報交換に関する業務を行っている。

事務部は、職員の人事、会計、厚生福利等の一般事務のほか、研修及び研究に必要な資料の作成、研修員寮の運営等に関する業務を行っている。

(3) 施設

当研修所の施設は、東京都府中市にあり、芝生に覆われた約1万平方メートルの敷地に建つ白壁の鉄筋3階建て（延べ約4,700平方メートル）建物及びその付属施設から成っている。右建物は、管理棟と寮棟から成り、管理棟の2階にある国際会議室には3か国語の同時通訳装置が備えられているが、現在のところ、英語と日本語との間の同時通訳が行われている。寮棟は研修員の宿泊施設であり、高級ホテル並みの個室3.5室及び2人用の居室2室からなる。この施設は、同研修所発足時に建設された建物の老朽化と狭隘化に伴い、これを全面的に取り壊し、総工費約10億円で、昭和57年1月に新築・完成したものである。

4 国際研修

当研修所の業務の中で最も重要なものは、国際研修の実施であり、それは大別して、研修コース（International Training Course）、セミナー・コース（International Seminar）及び特別コース（Special Course）に分けられる。原則として、研修コースは年2回で期間はそれぞれ12週間、セミナー・コースは年1回で期間は5週間、特別コースは随時実施されてきた。そのほか海外において、各国政府と共催でジョイント・セミナーを実施している。

研修コースは、刑事司法の分野で中堅として活躍している各国政府職員を対象に、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する基本的な諸問題の検討を通じ、各研修員が互いに知識と経験を交流し、理論と知見を深め合う機会を提供するものであり、現在では、刑務官、保護観察官、社会・児童福祉官など犯罪者及び非行少年の処遇に関与する職員を主な対象とする春の矯正保護コース（4月から7月まで）と、警察官、検察官、裁判官などの狭義の刑事司法関係職員を主な対象とする秋の刑事司法コース（9月から12月まで）とに分かれている。

セミナー・コースは、別名「高官コース」とも呼ばれ、各国及び国際社会が当面する刑事政策上の特定の重要問題を討議するため、刑事司法の各分野で政策決定の責任を負う指導的地位にある政府職員を対象として、毎年冬（2月から3月まで）に実施される。このコースにおいては、司法大臣、警察大臣、最高裁判所判事をはじめ、次官、局長級の人物が参加する場合も少なくない。

特別コースは、正規の研修コース及びセミナー・コースのほかに随時実施されるもので、国際連合と日本国政府の共催による人権の保障に関する2回の研修などが行われている。

海外研修員は主としてアジア極東地域から参加しているが、最近では、南太平洋、中南米及びアフリカの諸国からも、少数ではあるが研修員を受け入れるという方針をとっている。これら内外の研修員は、当研修所における国際研修での成果を生かしながら、それぞれの国における刑事司法の質の向上に努力しており、刑事司法の各分野で重要な地位について活躍している人が少なくない。また、これらの研修経験者は、各国で同窓会を組織し、当研修所との連携を保ちつつ、その活動の充実・強化に努力しており、当研修所は、こうした活動に対しても種々の協力援助を行っている。

海外ジョイント・セミナーは、アジア・太平洋地域各地に当研修所職員が赴き、現地政府と共催で実施するもので、各国の個別の要請にこたえて、国際協力事業団の専門家派遣事業実施計画の一環として、同事業団の協力を得て実施している。これは、当研修所における国際研修が、関係各国から高い評価を受けているものの、施設と財源に限りがあるため、1コースごとに1か国から1名ないし2名の研修員を招集し得るにすぎず、したがって、個々の研修員の資質の向上を計る点には見るべきものがあったとしても、各国の刑事司法制度及びその運営の改善に対し積極的影響を及ぼす点において、なお改善の余地があったためである。そのため、当研修所としては、研修対象者数の飛躍的増加と政策決定者に対する直接の働きかけを可能にするため、各国に赴き多数の者に対して研修を実施する機会を希求していたところ、国際協力事業団においても、当研修所が各国政府と共同して実施するセミナーを技術協力の一環としてとらえ、同事業団の専門家派遣事業実施計画に加えることになったものである。

このようにして、当研修所の海外ジョイント・セミナーの実施が、国際協力事業団の協力によって可能となり、昭和56年1月スリランカ、同年4月から5月にかけてマレーシア、同年11月フィリピン、同58年3月バブアニューギニア、同59年1月インドネシア、同8月タイ、同60年12月中国、同61年12月シンガポールの各国において、それぞれ2ないし3週間にわたる海外ジョイント・セミナーを実施した。これらのジョイント・セミナーは、いずれも各国から極めて高い評価を受け、その継続を強く要望されており、当研修所では、今後各国における海外ジョイント・セミナーを更に充実強化していく方針である。その意味で、同62年2月から3月にかけて、ジョイント・セミナーの共催について要請のあったスリランカ及びフィリピンに対し、開催の要請背景事情調査を行った。

上記国際研修のほかには当研修所では、国連及び国連関係機関との共催による国際会議を開催しているが、その主なものは、次のとおりである。

- ① 刑事司法運営に関連する人権問題を幅広く討議した国連人権セミナーは、人権専門家及び刑事司法実務家の参加を得て、昭和47年8月に「刑事司法運営の諸段階において生起する人権上の諸問題」、同52年12月に「人身の自由及び安全に対する権利の不当なはく奪を防ぐための保障」、同61年10月に「刑事司法の運営における人権の保障に関する諸問題」、同62年2月に「刑事司法における犯罪者及び犯罪被害者の公正かつ人道的取扱いの促進」

をテーマにそれぞれ開催。

- ② 同57年4月、法務省矯正局との共催による「アジア・大洋州矯正局長会議」をアジア・大洋州の矯正局長及び矯正関係施設長等の参加を得て開催。
- ③ 同58年11月、「少年刑事司法運営及び非行少年の処遇」をテーマとして、少年刑事司法に関する国連最低基準規則案作成のための国際専門会議を開催。当研修所は、同基準規則案のたたき台を第58回国際研修(同56年5月～7月)において作成し、国連事務当局に提出していたが、国連犯罪防止規制委員会に上程、検討され、中国における地域間準備会議における討議・修正を経て、第7回国連犯罪防止会議で採択され、その後の第40回国連総会で最終決定をみている。
- ④ 同59年5月、国連大学と共同で「犯罪の動向と対策」に関する国際専門家会議を開催。国連大学は、かねて世界の多数の国の犯罪防止の分野における専門家に犯罪の都市間比較研究を中心とした「犯罪の動向と対策」に関する研究委嘱を行っていたが、研究方法を統一し、中間報告を求める目的で、当研修所において上記専門家会議を開催したものである。研究の結果は、同年ローマの国連社会防衛研究所で開催された会議で取りまとめられ、第7回国連犯罪防止会議に上程、採択された。
- ⑤ 同60年7月、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、国連犯罪防止・刑事司法部と共同して「青少年犯罪の防止における刑事司法及び青少年保護団体の果たすべき役割とその効果的協力関係の確立」をテーマとしたセミナーを開催。これは、青少年犯罪の防止と青少年犯罪者の更生という共通の目的を有しながら、従来必ずしも意見交換の機会が十分でなかったアジア・太平洋地域の諸国の刑事司法機関と青少年団体の間で、知識及び経験の交流を行い、青少年犯罪の防止に向けた総合的な行動計画を策定したもので、世界的にも初の試みとして大きく注目された。
- ⑥ 同61年8月、国連薬物乱用統制基金による資金援助及び法務省、外務省等の協力を得て、当研修所における会議をはじめとして、海外視察調査(香港、タイ)及び海外会議(マレーシア)を含む「アジア・太平洋地域薬物問題国際セミナー」を開催。同セミナーにおいてはアジア・太平洋地域の諸国及び国連専門機関から多数の刑事司法の実務家及び専門家の参加を得て、多角的な討議と交流を行い、多大な成果を上げた。その開催結果報告書は、アジア・太平洋地域からの貴重な貢献として、国連麻薬委員会第32回期に提出された。

また、このほか、当所所長以下教官が参加もしくは協力した国際会議、地域連絡会議として次のものがある。

国連犯罪防止会議(コンGRESS)、国連犯罪防止規制委員会、国連犯罪防止アジア・太平洋地域準備会議、国連機関長会議、アジア太平洋社会経済委員会主催の専門家会議、ローエインシア主催の各専門家会議及び国連社会防衛研究所主催による専門家会議等であるが、特に、国連犯罪防止会議では、当所所長以下教官数名が日本政府代表団に加わり、同会議に多大の

寄与をしている。

5 調査・研究及び国際共同ワーク・ショップ

調査・研究は、当研修所の重要な業務の一つであつて、これに従事する職員の不足等の事情もある中であつて、できるだけ努力を行っている。既に公刊された研究としては、開放処遇施設、少年非行及び刑事司法への公衆参加を主題として、アジア極東地域内諸国の実情に基づく比較研究を行い併せて将来の展望を試みたものがある。

また、最近では、主として国際研修の教材に使用するための、アジア地域における刑事司法制度の概要を取りまとめ、また、国際連合からの求めに応じて、同地域における犯罪の刑態・規模及び犯罪対策に関する報告書を作成した。ほかに、アジア・太平洋地域諸国の犯罪情勢と犯罪防止対策に関する調査及びアジア諸国における社会内処遇の実情に関する調査が行われ、それぞれの成果が発表されている。

国際共同ワーク・ショップについては、当研修所は、犯罪防止及び犯罪者処遇に関する諸問題の研究のため、国連関係機関又は各国政府と協力して各種の国際ワークショップを開催している。最近実施された国際ワークショップとしては、国連大学と共同し、その効果的な防止策について共同研究を行った「通常犯罪の都市間比較研究」（昭和59年から同61年まで）、国連アジア太平洋経済社会委員会（エスカップ）と共同し、その成果を第7回国連犯罪防止会議に報告した「青少年非行の防止における青少年組織の役割」（昭和60年）、国連犯罪防止及び刑事司法部と共同し、アジア・太平洋地域について行った「犯罪の動向・刑事司法制度の運用及び犯罪防止戦略に関する第2回国連調査」（昭和59年）が挙げられる。

6 資料及び情報の収集・配付

当研修所は、図書室に約1万冊の図書を所蔵するほか、アジア極東地域諸国における犯罪及び刑事政策の動向に関し、法令集、統計、解説書、実態報告、教官及び研修員の作成したレポートなど、相当の量に上る各種の資料を保管している。これに基づいて、国際連合各部局をはじめ、内外の政府関係機関、研究機関、公私の団体及び研究者から多数の照会に応じ、必要な資料及び情報を提供している。

また、情報提供の一環として、次の2種類の定期刊行物を発行し、研修修了者及び客員専門家のほか、内外の政府関係機関、研究機関、図書室、研究者等に配付している。

(1) リソース・マテリアル・シリーズ (UNAPEI Resource Material Series)

年2回発行されるもので、当研修所の実施する国際研修において提出された客員専門家、特別講師、教官及び研修員の論文、研修の主要議題に関する報告等が掲載されており、アジア地域の刑事司法に関する情報を提供する貴重な文献として、各方面から高く評価されている。

(2) ニュース・レター (UNAFEI Newsletter)

各国際研修が修了する都度発行されるもので、実施された国際研修をはじめとする研修所の行った活動の概要及び将来の活動予定が記されている。

さらに、最近においては国際研修の積み重ねや国際共同ワーク・ショップの活発化に伴って、当研修所に対しては、アジア・太平洋地域における犯罪防止・犯罪者処遇に関する情報センターとしての役割が期待されるようになり、当研修所としても、そうした期待にこたえるため、文献・資料の収集能力の向上、効果的検索方法の関与等に努めているところである。

第2 国際研修主要課題一覧表

回	実施時期	参加人員			種類	主要課題
		海外	日本	計		
1	1962 9. 3-12. 21	10	9	19	Training	開放矯正施設と少年非行の防止及び処遇について
2	1963 2. 11- 3. 11	10	8	18	Seminar	短期受刑者問題と地域内における開放施設の発展及び範囲について
3	1963 4. 17- 9. 28	11	7	18	Training	犯罪者の処遇について
4	1963 1964 11. 2- 1. 25	14	8	22	矯-1 Training	"
5	1964 2. 13- 3. 17	11	10	21	Seminar	少年非行の防止及び処遇について
6	1964 5. 4- 7. 29	8	9	17	矯-2 Training	犯罪者の処遇について
7	1964 9. 5-11. 27	12	10	22	Training	"
8	1965 2. 6- 3. 5	10	9	19	Seminar	諸国の刑事政策、開放矯正施設及び短期受刑者について
9	1965 4. 5- 6. 25	15	9	24	Training	犯罪者の処遇について
10	1965 10. 1-12. 22	12	11	23	矯-3 Training	"
11	1966 2. 23- 3. 25	12	10	22	Seminar	プロベーション、パロール及びアフターケアについて
12	1966 4. 13- 7. 8	12	10	22	Training	犯罪者の処遇について
13	1966 9. 14-12. 9	11	11	22	矯-4 Training	"
14	1967 2. 22- 5. 12	10	10	20	Training	犯罪と開発について
15	1967 6. 15- 7. 26	9	7	16	Training	刑事司法及び刑事手続における人権の保護について

回	実施時期	参加人員			種類	主要課題
		海外	日本	計		
16	1967 9.19-12.9	12	10	22	矯-5 Training	犯罪者の処遇について
17	1968 2.26-3.31	5	10	15	上-1 Seminar	犯罪者の施設外処遇の導入・拡大等の問題について
18	1968 4.24-7.10	10	9	19	Training	犯罪者の処遇について
19	1968 9.18-12.11	9	10	19	矯-6 Training	"
20	1969 2.26-3.25	11	10	21	矯-7 Training	犯罪者の処遇の分野における女子職員の役割について
21	1969 5.9-7.31	10	10	20	矯-8 Training	犯罪者の処遇について
22	1969 9.17-12.10	12	10	22	刑-1 Training	"
23	1970 2.23-3.26	9	10	19	上-2 Seminar	"
24	1970 7.29-8.29	9	6	15	上-3 Seminar	犯罪及び非行防止におけるアジ研研修の評価について
25	1970 9.21-12.11	14	9	23	矯-9 Training	社会防衛における公衆の参与 犯罪者の処遇について
26	1971 1.19-3.26	14	9	23	刑-2 Training	刑事司法の管理・運営について
27	1971 4.26-7.16	12	10	22	矯-10 Training	"
28	1971 9.21-12.11	10	10	20	刑-3 Training	"
29	1972 2.15-3.13	11	6	17	上-4 Seminar	社会防衛策について
30	1972 4.18-7.7	12	10	22	矯-11 Training	犯罪及び犯罪者の処遇に関する現代の理論と実務について
Hum an Rig hts 1	1972 8.14-9.13	13	6	19	Training	刑事司法運営の諸段階において生 起する人権上の諸問題について

回	実施時期	参加人員			種類	主要課題
		海外	日本	計		
31	1972 9.25-12.15	12	10	22	刑-4 Training	変動期の社会における刑法の機能について
32	1973 2.21-3.24	10	6	16	上-5 Seminar	刑事司法の改革について
33	1973 4.17-7.7	12	10	22	矯-12 Training	犯罪の予防及び犯罪者の処遇に関する現代の理論と実務
34	1973 9.18-12.8	14	7	21	刑-5 Training	変動期の社会における刑事司法政策について
Special Short Term	1974 1.21-1.28		15	15	Training	経済・社会変動期の刑事政策について
35	1974 2.13-3.15	14	6	20	上-6 Seminar	犯罪の防止のための計画とリサーチについて
36	1974 4.9-6.15	14	8	22	刑-6 Training	青少年犯罪及び非行の防止と規制について
37	1974 7.2-7.27	9	6	15	上-7 Seminar	アジアにおけるより効果的な刑事政策の策定とその推進について
38	1974 9.25-11.30	14	10	24	矯-13 Training	非行少年及び青少年犯罪者処遇方法の発展について
39	1975 2.12-3.15	13	6	19	上-8 Seminar	警察その他の法執行機関の役割及び機能について
40	1975 4.15-7.5	14	10	24	矯-14 Training	犯罪者の社会復帰を効果的に推進するための諸方策の展開について
41	1975 9.17-12.6	13	8	21	刑-7 Training	刑事司法制度及びその運用に関する諸問題について
42	1976 2.24-3.27	9	6	15	上-9 Seminar	刑事司法の有する社会防衛効果を最大限に発揮するために必要な受刑手続及びその政策について
43	1976 4.20-7.10	15	10	25	矯-15 Training	犯罪者の改善更生に有効な処遇方策の研究について
44	1976 9.22-12.11	15	8	23	刑-8 Training	刑事司法制度及びその運用に関する諸問題について
45	1977 2.22-3.26	14	8	22	上-10 Seminar	犯罪者処遇に関する諸問題について

回	実施時期	参加人員			種類	主要課題
		海外	日本	計		
46	1977 4.19-7.9	14	10	24	矯-16 Training	非行少年及び青年犯罪者の処遇について
47	1977 9.13-12.3	14	9	23	刑-9 Training	迅速かつ公正な刑事司法の運用について
Human Rights 2	1977 12.5-12.22	18	6	24	Training	人身の自由及び安全に対する権利の不当なはく奪を防ぐための保障について
48	1978 2.21-3.25	13	7	20	上-11 Seminar	社会・経済犯罪の予防及び取締りについて
49	1978 4.18-7.8	16	9	25	矯-17 Training	犯罪者に対するワーク・プログラムについて
50	1978 9.19-12.9	14	8	22	刑-10 Training	刑事司法における処分決定の適正化について
51	1979 2.20-3.24	12	9	21	上-12 Seminar	危険な犯罪者及び常習犯罪者の処遇について
52	1979 4.17-7.7	15	9	24	矯-18 Training	犯罪者の社会内処遇及び中間処遇の発展について
53	1979 9.18-12.8	16	8	24	刑-11 Training	刑事司法の犯罪防止に果たす役割について
54	1980 2.12-3.15	15	7	22	上-13 Seminar	逮捕及び勾留に関する諸問題について
55	1980 4.15-7.5	16	9	25	矯-19 Training	成人犯罪者の施設内処遇について
56	1980 9.8-11.15	18	8	26	刑-12 Training	刑事司法の効果的・効率的運営のための協調・連携の方策について
57	1981 2.23-3.20	16	6	22	上-14 Seminar	犯罪防止と健全な国家開発について
58	1981 5.18-7.11	18	11	29	刑-13 Training	少年司法の効果的運営のための総合的方策について
59	1982 2.22-3.20	18	8	26	上-15 Seminar	効果的・効率的及び公正な刑事司法の運営を確保するための当面の諸問題とその対策について
60	1982 4.27-7.3	14	10	24	刑-14 Training	裁判前及び裁判段階における裁量権行使の合理性を確保する諸方策について

回	実施時期	参加人員			種類	主要課題
		海外	日本	計		
61	1982 9. 7-11.27	19	10	29	矯- 20 Training	犯罪者の改善更生をより効果的に果たすための処遇プログラムを確保する諸方策について
62	1983 2.14- 3.19	19	6	25	上- 16 Seminar	効果的・効率的かつ公正刑事司法運営のための改革の推進について
63	1983 4.19- 7. 9	16	10	26	矯- 21 Training	犯罪者の改善更生をより効果的に実現するための社会内処遇プログラムを確保する諸方策について
64	1983 9.13-12. 3	19	11	30	刑- 15 Training	少年刑事司法制度及びその運営の改善に関する研究について
65	1984 2.14- 3.17	20	6	26	上- 17 Seminar	刑事司法の運営に関する国際協力について
66	1984 4.17- 7. 7	14	9	23	矯- 22 Training	矯正施設における効果的な受刑者処遇の改革について
67	1984 9.11-12. 1	17	12	29	刑- 16 Training	薬物問題に関する総合的研究について
68	1985 2.12- 3.16	18	6	24	上- 18 Seminar	アジア・太平洋地域における犯罪防止及び刑事司法に関する諸問題について
69	1985 4.23- 7.13	16	9	25	矯- 23 Training	効果的な社会内処遇を実施するための諸方策について
70	1985 9.17-12. 7	15	10	25	刑- 17 Training	少年司法制度及びその効果的な運営をめぐる諸問題について
71	1986 2.12- 3.15	18	6	24	上- 19 Seminar	新しい形態の犯罪防止のための刑事司法運営における革新の促進について
72	1986 4.21- 7.12	17	9	26	矯- 24 Training	矯正施設における犯罪者の効果的・効率的処遇について
73	1986 9. 8-11.29	16	9	25	刑- 18 Training	経済犯罪の社会的影響とその効果的防止について
74	1987 2. 9- 3.14	22	6	28	上- 20 Seminar	刑事司法における犯罪者及び犯罪被害者の公正かつ人道的取扱いの促進について
75	1987 4.20- 6.20	14	10	24	矯- 25 Training	犯罪者の非収容処遇—その役割及びより効果的なプログラムのための改善策について
76	1987 8.31- 9.19	14	6	20	上- 21 Seminar	アジア極東犯罪防止研修所の活動と役割及びアジアの薬物問題

(注) 種類欄の数字は、国際協力事業団の回数で、「矯正保護」、「刑事司法」、「上級」の3種があり、矯=矯正保護、刑=刑事司法、上=上級である。

第3 研修員地域別・職種別一覧表第1回国際研修から76回高官国際セミナーまで

(昭和62年8月31日)

地域	アジア州 (915人)																									アフリカ州 (39人)											大洋州 (52人)					アメリカ州 (46人)										日 本	計							
	アフガニスタン	バングラデシュ	ブルルネイ	ビルマ	中国	香港	インドネシア	インドネシア	インドネシア	インドネシア	カンボジア	大韓民国	ラオス	マレーシア	ネパール	パキスタン	フィリピン	サウジアラビア	シンガポール	スリランカ	台湾	タイ	トルコ	ブルネイ	アラブ首長国連邦	エジプト	エチオピア	ガナ	ギニア	ケニア	レソト	リベリア	モリシャス	モロッコ	ナイジェリア	スウェーデン	タンザニア	ザンビア	オーストラリア	フィリピン	ミクロネシア・ボナペ	ニューギニア	ニューギニア	パプアニューギニア	トンガ	西サモア	アルゼンチン	ブラジル	チリ	コロンビア	コスタリカ			エクアドル	ホンジュラス	ジャマイカ	パナマ	パラグアイ	ペルー	ベネズエラ
司法行政(矯正・保護行政を含む)	7	12	2	3	5	10	11	10	5	5		9	3	11	15	11	12		10	20	12	14	1	10	1		2						1	2	1			3		1	4	2	1		2	1	1	1		3		4			81	311				
裁判官	8	7				10	16	11	3	2	3	4		11	6	5		13	9	4	18	1	5								1			1	1						1	1			1	2				7			75	226						
検察官	5				1		7	8	3	1	3	3	2	3	2	16		3	4	2	12	1	2				1						1			4		1			1	1	2									134	252							
警察官	3	7		1	3	2	23	19	8	5	2	5	9	22	21	9	15	3	9	7	2	8		1			1	2	1				4	7			6		1	4	4	1		3			1	1	1	2			63	286						
矯正官(成人)		4				16	6	7	6	5	1	10		19	6	7	1	8	13	1	12											2		2	1			6			3	2			1							47	187							
矯正官(少年)						3	1			5		4		7	1	3		3	1		7																								1							43	79							
保護観察官		4				9	1	3					3	2	5		8	10		8																1		1															108	166						
家裁調査官																3					1																													1	47	52								
児童福祉職員						1								1																																						37	41							
社会福祉職員		5				3	2	4					5		3		3	2		7		4															1				1											2	42							
教育・研究・調査機関職員					1		6	2	2			3	3	2			1			4					1																1									1	33	62								
その他		1					1	1	1					2	4			1		1																					1	1											16	34						
計	23	40	2	4	10	44	61	67	41	28	6	65	19	73	52	39	73	4	58	67	21	92	3	22	1	1	3	2	2	6	1	1	1	4	3	11	3	1	3	19	1	2	14	10	3	1	7	2	4	7	2	1	4	2	2	12	1	1	686	1,738

参加国	外国人	日本人	合計
59か国	1,052人	686人	1,738人

第4 研修課程の概要（研修プログラム）

研修プログラムは、各コースごとに選定された主要議題を中心として組まれる。この主要議題は、国際社会で問題とされ、特に地域内諸国が当面している事項を取り上げている。当研修所の運営が日本国政府に移管された昭和45年頃までは、犯罪者の処遇に関するものだけが主要議題に取り上げられる傾向にあったが、その後は、犯罪者の処遇及び狭義の刑事司法の運営という2つの部門から交互に主要議題が取り上げられるようになった。また、創立当初の研修においては、刑事政策、特に犯罪者の処遇に関する基礎的な知識を習得させることにかかなりの比重が置かれたが、次第に研修員相互の自主的な共同討議を中心としてプログラムが組まれるようになった。主要議題の構成についても昭和47年頃までの研修が「犯罪者の処遇」あるいは「刑事司法の運営」という一般的なテーマに基づいて実施されたのに対し、その後は各コースごとに特定の具体的な主要議題を定めるようになった。特に犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合会議の前後には、同会議の議題を中心とする主要議題を設定し、コースを実施している。

現在の主な研修プログラムは、次のとおりであるが、研修員の知識・経験を最大限に活用し、積極的な参加を得ることによって研修効果を高めることをねらいとした「比較研究」(Comparative study)と「小集団研究」(group workshop)の討議に最も重点を置くとともに、講義及び実地研修にも重点を置いて実施している。

(1) 比較研究

比較研究は、各コースごとの主要議題について研修員が共同討議を行うことを内容とするプログラムである。このプログラムでは、まず、各研修員は事前にそれぞれの国の実情と問題点を記した英文レポートを提出し、これをコースにおいて発表し、問題点に対する実情に即した解決方法を全員で研究討議する。発表時間は、質疑及び討論時間を含めて1人1時間が割り当てられる。この比較研究は、コースの前半に実施されるが、各コースの全体が比較研究の議題を中心に組まれているので、実質的には、コースの全期間を通じて討議が続行されることになる。

(2) 小集団研究

小集団研究は、主要議題に関連し、かつ、実務的な幾つかの小課題を研修員が自主的に選定して、各研修員がその関心と専門分野に応じてこれらの小課題のいずれか一つを分担するグループのいずれか一つに所属して、教官及び客員専門家の指導の下に、少人数で各分担の小課題につき調査研究及び討議する。討議の結果は、報告者がとりまとめ、全体討議に報告され、他の研修員の意見や批判をも考慮して最終報告書にまとめられる。この最終報告書は、UNA-FEI Resource Material Series に登載される。

(3) 講義

研修員を主役とする前記2種類のプログラムを補う趣旨で、各コースの主要議題に関連する

諸問題及び刑事政策上の重要問題について客員専門家、内外の学者、実務家等の特別講師及び当研修所教官による講義が行われる。

(4) 視 察 等

刑事司法関係諸機関及び諸施設の視察も研修員の理解と洞察を深めるのに役立つ重要なプログラムである。視察の場所はコースによって異なるが、警察庁、警視庁、法務省、検察庁、最高裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、刑務所、少年院、少年鑑別所、保護観察所等を視察することが多く、必要に応じて、警察署、科学警察研究所、警察大学校、海上保安庁、司法研修所、教護院、更生保護会、職業訓練施設、精神病院、工場等が視察の対象に選ばれ、おおむね各週のうち1日がこれに当てられている。これらの視察の中には、小グループに分けて実施するものもある。このほかに、1泊2日の日光方面、3泊4日の広島・関西旅行は、日本の古い文化遺産に接する好機を提供するものとして、特に海外研修員の大きな楽しみとなっている。

第5 研修実施内容

第1回国際研修(1962年 111日間)
「開放矯正施設と少年非行の防止及び処遇について」

1 主要課題設定の趣旨、目的

犯罪の予防及び犯罪者の処遇の分野における幹部職員として必要な教育・訓練を行うことを目的とするが、このたびは初めての国際研修であることにもかんがみ、とくに上級職員の参加をえて、当研修所に関する情報を地域諸国に周知徹底させることを趣旨とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 成人犯罪者の施設の処遇
- (2) 非行少年の施設の処遇
- (3) プロベーション、パロール及びアフター・ケア
- (4) ソーシャル・ケースワーク
- (5) グループ・ワーク
- (6) コミュニティ・オーガナイゼーション

3 客員専門家

- (1) デンマーク・ヘルステッド・ヴェスター精神病質者医療刑務所長 Dr. Georg Stürup
「臨床刑事学」 a) イントロダクション, b) 処遇の原理 I, c) 処遇の原理 II, d) 処遇の原理 III, e) 個別及び集団処遇, f) 診断の問題, g) ケース A, h) ケース I, 自殺, i) ノイロティック・クリミナルス, j) 職員の問題, k) ケースによる神経症診断, l) 性問題の心理学と生理学, m) 性問題用語, n) 性犯罪, o) アルコリズム, p) てんかん及びその他の発作, q) 精神病者, 文盲者
- (2) 米国ニュージャージー州矯正局長 Dr. F. Lovell Bixby
「矯正行政」 a) イントロダクション, b) 1930年までの主要な主義及び方法 c) 矯正行政における変遷, d) 矯正行政における変遷(1950年以降), e) 分類, f) 教育のための分類の実際的観点, g) 新刑罰学受容に関する国連フェローの報告, h) 被収容者自治制, i) 刑務所規律, j) 矯正施設における専門家の役割, k) パロール・ボード, l) パロール・ボードの組織

第2回国際セミナー（1963年 29日間）

「短期受刑者問題と地域内における開放施設の発展及び
範囲について」

1. 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪及び少年非行の防止並びに犯罪者及び非行少年の処遇の分野における地域諸国の最上級職員の参集をえて、現下の地域諸国における実務上緊要な問題を討議・研究し、もってアジア極東地域諸国のこの分野の急速な発展に資することを目的とする。

2. 研修実施内容・論点

- (1) 開放施設と地方開発
- (2) 少年非行と都市地域

第3回国際研修(1963年 165日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野における幹部職員として必要な教育・訓練を行うとともに地域諸国間の情報交換に資することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 法と社会
- (2) 刑事学(成人及び少年)
- (3) 矯正(成人及び少年)
- (4) ソーシャル・ケースワーク
- (5) 比較法的研究
- (6) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

- (1) デンマーク行刑庁次長 Mr. Axel Hye-Knudsen

「Correctional Orgonegation & Practise」

- (2) 米国カリフォルニア大学教授 Dr. Paul W. Tappan

「量刑と矯正」

- (3) ベルギー・司法次官 Dr. Paul Cornil

「Evolution of Imprisonment with Special Reference to Belgian Laws and Institution」

a) 自由刑の起源と発達, b) 刑務作業, c) 道徳教育, d) 年齢, 前歴, 身体及び精神状態または犯罪の性質による刑務所の特殊化, e) 刑期, 仮釈放及び短期刑, f) 開放施設, g) 半自由及び週末拘禁, h) 執行猶予, i) 将来の発展

- (4) オーストラリア国会図書館高級立法専門調査官 Mr. Horold Weic

「社会心理及びケースワーク」

第4回国際研修(1963年 85日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野における発展を期するため必要な実務及び理論に関する教育・訓練並びに日本国のこの分野での実務修習を行い、あわせて地域諸国間の相互理解及び友誼の増進に資することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 法と社会
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) 臨床刑事学
- (6) プロベーション及びソーシャル・ケースワーク
- (7) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

- (1) デンマーク・ヘルステッド・ヴェスター精神病質者医療刑務所長 Dr. Georg Stürup
「臨床刑事学」
- (2) 英国行刑担当内務次官 Mr. Arthur Petersen
「変転する社会における刑政」

第5回国際セミナー（1964年34日間）

「少年非行の防止及び処遇について」

1. 主要課題設定の趣旨・目的

- (1) 犯罪防止及び犯罪者処遇の分野のうち、特に少年非行問題について情報を交換し、理解を深め、かつ、その防止策の発展に必要な理論と実務に関する教育を行う。
- (2) 得られた情報及び討議の結果を1965年8月にストックホルムで開催予定の「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関する第3回国連世界会議」の資料として利用する。
- (3) 併せて地域諸国間の相互理解及び友誼の増進に資する。

2. 研修実施内容・論点

- (1) 少年裁判所の組織と機能
- (2) 審判前調査
- (3) 処分決定上の諸問題
- (4) 診断と治療
- (5) 北欧の少年非行対策
- (6) 地域諸国の少年非行の実情とその防止策
- (7) その他

3. 客員専門家

- (1) スウェーデン行刑局長 Mr. Torsten Eriksson
「スウェーデンの矯正保護制度」
- (2) 世界保健機構顧問 Dr. Manuel Escudero
「診断と処遇」「少年非行防止の精神医学面」
- (3) 国連社会防衛課長 Mr. Edward Galway
「エカッフェ地域における少年非行の防止に関するワークショップ」

第6回国際研修（1964年 91日間）

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における発展を期するため必要な実務及び理論に関する教育・訓練並びに日本国のこの分野での実務修習を行い、併せて地域諸国間の相互理解及び友誼の増進に資することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 法と社会
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) プロベーション及びソーシャル・ケースワーク
- (6) 臨床刑事学
- (7) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

- (1) デンマーク・行刑局作業部長 Mr. Carl Aude

「矯正の実際」

- (2) 米国メリーランド州法精神医 Dr. Guttmacher

「精神異常と犯罪」「犯罪者の精神医学的調査」「精神異常の答弁」「犯罪者処遇における精神医の役割」

第7回国際研修(1964年 84日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における発展を期するため必要な実務及び理論に関する教育・訓練並びに実務修習を行い、あわせて地域諸国間の相互理解の増進に資することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 法と社会
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) プロベーション及びソーシャルケースワーク
- (6) 仮釈放及び恩赦
- (7) 研究方法論
- (8) 矯正における一般原則

3 客員専門家

- (1) オーストラリア・ビクトリア最高裁判所判事、同仮釈放委員会委員長、メルボルン大学刑事学部長 Sir John Vincent Barry
「法と社会」
- (2) ニュージーランド・ダニーディン女子刑務所長 Miss. Lorimer
「ニュージーランドにおける社会保障制度」「女子犯罪者の処遇」
- (3) カナダ・ブリティッシュ・コロンビア大学社会事業学部教授、前サスカチュワン州矯正局長 Dr. John Valdo Fornataro
「コレクショナル・ソシアル・ワーク」

第8回国際セミナー（1965年 28日間）

「諸国の刑事政策，開放矯正施設及び短期受刑者について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域内各国の行刑ないしは矯正部局の局長，委員長など責任当局の長ないしそれに代るものの参集を得て，現下の重要課題である後記2所掲の議題について討議を行うとともに，地域内各国間の相互理解及び友誼の増進に資し，もって刑事政策の分野の急速な発展を期することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

(1) 地域内の発展途次にある諸国の刑事政策及びその施行方法

- ア 政府への勧告に関する部局長の役割
- イ 政策の立案及び施行
- ウ 特に，関係部局間の協力及び調整に関連して矯正業務の組織上重要な点
- エ 刑事施設の監督及び運営についての部局長の役割
- オ 広報活動

(2) 地域内における開放矯正施設の範囲及びその発展

- ア 国民経済における開放施設の地位
- イ 開放矯正施設の組織

これらの施設への受刑者の選定及び職員の選任並びに被収容者の訓練

(3) 地域内諸国における短期受刑者の処遇

短期受刑者の問題は，発展途次にある多くの諸国の刑務行政について重大化しつつある問題であり，本研修は1960年ロンドンで行われた前回の犯罪防止及び犯罪者処遇に関する世界会議における本議題に関する討議結果の追跡という性質のものである。

3 客員専門家

(1) 米国ウイスクンソン州矯正局長 Mr. Sanger Powers

「アメリカ合衆国における矯正理念及び矯正行政の理念と実際」

(2) ニューージーランド法務次官 Dr. J. L. Robson

「刑事分野における行政上の諸問題」

第9回国際研修(1965年 83日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域内諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における幹部職員に対し、この分野の拡充・整備に必要な理論及び実際の討議並びに実務の修習を行い、その急速な発展に資するとともに地域諸国間の相互理解及び友誼の増進に資することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 法と社会
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) プロベーション及びソーシャル・ケースワーク
- (6) 臨床刑事学
- (7) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

- (1) デンマーク行刑局課長 Mr. Anthony Aage Worm
「施設処遇と矯正行政」
- (2) ソビエト連邦法学院 Mr. Boris S. Nikiforov

第10回国際研修(1965年 83日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域諸国の犯罪防止及び犯罪者の処遇の分野における発展を図るため、必要な実務及び理論に関する教育、訓練並びにわが国のこの分野での実務修習を行い、あわせて地域諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) プロベーション及びソーシャル・ケースワーク
- (6) 情報、統計、調査
- (7) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

イスラエル・ヘブライ大学犯罪学研究所 Mr. Israel Drapkin

「社会・犯罪・少年非行」

第11回国際セミナー（1966年 32日間）

「プロベーション、パロール及びアフターケアについて」

1 主要課題設定の趣旨、目的

地域内諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇に携わる幹部職員を対象として、これら諸国における施設外処遇（保護観察、仮釈放及びアフターケア）の導入、拡充、整備に必要な理論と実際について討議を行いその発展に資するとともに、あわせて地域諸国の友誼と相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容：論点

(1) プロベーション

- ア 刑事政策における地位
- イ 目的
- ウ 判決前調査
- エ プロベーション、オフィサー
- オ 組織と方法
- カ 調査研究と今後の発展

(2) パロールとアフター・ケア

- ア パロールの意義
- イ パロールと累進処遇
- ウ パロールの組織
- エ 仮釈放者の選考
- オ アフター・ケアの組織

3 客員専門家

(1) ロンドン首席保護観察官 Mr. S. C. F. Farmer

「英国におけるプロベーションとアフターケアの最近の発展」

(2) ニュージーランド・オークランド地区首席保護観察官 Mr. R. C. Te Punga

第12回国際研修(1966年 87日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における幹部職員に対し、この分野の拡充・整備に必要な理論及び実際の討議並びに実務の修習を行い、その発展に資するとともにこれら諸国間の相互理解及び親善の推進に役立つことを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) 施設外処遇
- (6) 情報・統計・調査
- (7) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

- (1) イリノイ大学社会学部長 Mr. Daniel Glaser
「施設処遇と仮釈放」
- (2) 国連本部社会防衛課主任 Mrs. E. A. Fabricant
「国連と社会防衛」

第13回国際研修(1966年 87日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨、目的

地域諸国の犯罪防止及び犯罪者の処遇の分野における発展を図るため、必要な実務及び理論に関する教育、訓練並びにわが国のこの分野での実務修習を行い、あわせて地域諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容、論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) 施設外処遇とソーシャル・ワーク
- (6) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

- (1) ロンドン大学 Dr. R. G. Andray
 - a) 「心理学初歩」
 - b) 「異常心理学初歩」
 - c) 「心理学と非行予防」
 - d) 「犯罪学と心理学、教育学その他諸科学との関連」
- (2) 英国内務省保護観察官 Mr. S. A. Gwynn
「英国の少年非行と対策」

第14回国際研修（1967年 81日間）

「犯罪と社会発展」

1. 主要課題設定の趣旨・目的

地域内諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における中堅幹部職員に対し、この分野における充実と発展に必要な実務及び理論に関する教育・訓練並びに実務修習を行うとともに地域諸国間の親善及び相互理解の増進に資することを目的とする。

2. 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) 施設外処遇とソーシャル・ワーク
- (6) 心理学及び精神医学
- (7) グループ討議議題
 - ア 施設処遇と国家発展との調和
 - イ 施設外処遇（保護観察、仮釈放、アフターケア）と国家発展との調和
 - ウ 発展の必要度との関係における刑事司法運用の効果
 - エ 少年非行と発展に与える影響

第15回国際研修(1967年 7.3日間)

「刑事司法及び刑事手続における人権の保護について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域内各国から選任された国連人権フェローの参集をえて、人権の保護、とりわけ、刑事法及び刑事手続における人権の保護、それに関連する諸問題の研究・討議を行うと共に、地域内各国間の相互理解及び友誼の増進に資し、もって、人権保護の分野に必要な理論と実際の発展を期することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 地域内の発展途上にある諸国の刑事司法の運営における人権保護の諸問題
- (2) 地域内諸国の人権保護における刑事実体法の役割
- (3) 地域内諸国における人権保護に関連する刑事制裁。その目的及び適正な限界など
- (4) 地域内諸国における専ら人権保護を目的とする諸制度

3 客員専門家

ニュージーランド・法務次官 Dr. John L. Robson

「刑事司法行政における人権」

第16回国際研修(1967年 82日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における発展をはかるため、必要な実務及び理論に関する教育、訓練並びにわが国のこの分野での実務修習を行い、あわせて地域諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) 施設外処遇とソーシャル・ワーク
- (6) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

- (1) スウェーデン矯正局長 Mr. Torsten Eriksson
「矯正の組織と運営」
- (2) プエルトリコ大学犯罪学教授 Mr. Manuel Lopez-Rey
ア「後進国における少年非行」
イ「犯罪防止、犯罪者処遇に関する国連国際会議について」
- (3) 英国矯正局長 Mr. Duncan Fairn
「英国の刑事政策」
- (4) 米連邦行刑局長 Mr. Myrl E. Alexander
「アメリカの矯正」
- (5) 米国ニューメキシコ州保護局長 Dr. M. N. Brown

第17回国際研修(1968年 33日間)

「犯罪者の施設外処遇の導入拡大等の問題について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

施設外処遇(保護観察、仮釈放及びアフターケア等更生援護活動)の導入・拡充等に必要
な理論と実務に関する討議を行い、これが発展に資するとともに、あわせて地域諸国間の親善
と相互理解の増進に寄与する。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 施設処遇(開放処遇を含む)
- (3) 施設外処遇特にプロベーション、パロール及びアフター・ケア等更生保護活動
- (4) 刑事学及び少年非行論
- (5) 心理学
- (6) ソーシャル・ワーク

3 客員専門家

- (1) 米国ニューメキシコ州保護局長 Dr. M. N. Brown
 - a) 「刑事司法の諸問題」
 - b) 「アメリカの保護観察仮釈放」
- (2) 国際更生保護協会理事、オーストラリア労働省研修所長 Mr. Harold Weir
「アフターケアにおける人間関係」

第18回国際研修（1968年 7.8日間）

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域内諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における中堅幹部職員に対し、同分野の充実発展に必要な実務及び理論に関する教育・訓練並びに実務修習を行うとともに、地域諸国間の親善及び相互理解の増進に資することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) 施設外処遇とソーシャル・ワーク
- (6) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

- (1) 元英国内務省行刑局長 Mr. Hugh Kenyon
「英国における成人・少年に対する施設処遇」
- (2) 米国ニュージャージー州矯正並びに厚生施設省長官 Dr. Lloyd W. McCorkle
「アメリカにおける少年非行，保護観察，仮釈放」

第19回国際研修(1968年 85日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨、目的

地域諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における発展をはかるため、中堅幹部として必要な実務及び理論に関する教育・訓練並びに実務修習を行うとともに、地域諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) 施設外処遇とソーシャル・ワーク
- (6) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

- (1) 元英国内務省行刑局長 Mr. Hugh Kenyon
「英国の矯正」
- (2) ヘブライ大学刑事学研究所長 Dr. Israel Drapkin
「犯罪予防と刑事学」

第20回国際研修(1967年 28日間)
「犯罪者の処遇の分野における女子職員の役割について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域諸国から派遣される犯罪の防止及び犯罪者の処遇にたずさわる女子幹部職員を対象とした犯罪及び少年非行の防止並びに犯罪者の処遇及び更生の分野における女子職員の役割を中心に、同分野の充実発展に必要な実務及び理論に関する教育・訓練を行うとともに、地域諸国間の親善及び相互理解の増進に寄与する。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 刑事学及び少年非行
- (3) 施設処遇(開放処遇を含む。)
- (4) 施設外処遇とソーシャル・ワーク
- (5) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

英国上院副議長 Dr. Barbara Wootton

「犯罪防止と犯罪者処遇における婦人の役割」

第21回国際研修(1969年84日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における発展をはかるため、中堅幹部として必要な実務及び理論に関する教育・訓練並びに実務修習を行うとともに、地域諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 刑事学及び少年非行
- (3) 施設処遇
- (4) 施設外処遇とソーシャル・ワーク
- (5) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

米国カリフォルニア州サクラメント郡首席保護観察官 Dr. W. E. Thornton

「プロベーション及びパロール」

第22回国際研修(1969年 86日間)

「刑事司法運営における人権保護」

1 主要課題設定の趣旨・目的

特に広義の刑事司法運営における人権保護に重点をおきつつ、犯罪の防止及び犯罪者処遇の分野の発展に資するため、必要な実務及び理論に関する教育・訓練及び実務修習を行うとともに、地域諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法行政
- (2) 比較法制
- (3) 刑事学及び少年非行
- (4) 施設処遇
- (5) 施設外処遇とソーシャル・ワーク
- (6) 心理学及び精神医学

3 客員専門家

前米連邦行刑局調査統計部長, 南イリノイ大学矯正研究所次長 Dr. Benjamin Frank

- a) 「アメリカの刑事司法刑事学序論」
- b) 「アメリカの矯正保護が直面している重要問題」

第23回国際研修(1970年 32日間)

「犯罪者の処遇について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

地域内諸国における犯罪及び少年非行の防止並びに犯罪者の処遇、刑事司法における人権の諸問題を中心とし、その理論と実務に関する討議を行い、これが発展に資するとともに、あわせて地域諸国間の親善と相互理解の増進に寄与することにある。

なお、今回の研修では、特に昭和45年8月わが国において開催される犯罪防止及び犯罪者処遇に関する第4回国連世界会議の議題に焦点を向ける予定である。

2 研修実施内容・論点

- (1) 犯罪防止、犯罪者処遇に関連する刑事司法行政
- (2) 施設処遇、施設外処遇及び犯罪防止計画
- (3) 人間行動科学
- (4) 犯罪防止及び犯罪者処遇に関する第4回国連会議の議題

第4回犯罪防止国連世界会議議題

- ① 社会防衛政策と国家開発計画
- ② 犯罪及び少年非行の防止とその抑制における公衆の参与
- ③ 矯正の分野における最近の進歩に関連する被拘禁者処遇の最低基準規則
- ④ 社会防衛における政策の発展のためのリサーチの構成

3 客員専門家

- (1) オーストラリア国会図書館高級立法専門調査官 Mr. Harold G. Weir

「1970年代における犯罪防止、犯罪者処遇概念の変化 — 特に公衆参加に関連して」

- (2) 米国南イリノイ大学刑事学研究所長 Mr. Charles V. Matthews

「犯罪者処遇と矯正教育の諸問題」

第24回国際研修セミナー(1970年 32日間)
「犯罪及び非行防止におけるアジア研修の評価について」

—リフレッシャー(1)—

1 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪防止及び犯罪者処遇にたずさわる上級幹部職員及び国内の同種幹部職員を研修員として、過去における当初の研修実績の評価に重点をおきつつ、地域内諸国及びわが国におけるこの種分野の発展に關する理論と実務について討議するとともに、今後の当所研修運営に資し、あわせて地域諸国間の親善及び相互理解の増進に寄与することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

本研修は、その目的に鑑み、研修員からあらかじめ提出されたエヴァリュエーション・ペーパーに基づく研修実績の評価討議に重点を置きつつ、おおむね次の課目について行う。

- (1) 1970年代の国家開発との関連において、犯罪防止・犯罪者処遇に直結する刑事司法行政の諸問題
- (2) 施設内・施設外処遇と犯罪防止計画
- (3) 犯罪の予防及び犯罪者の処遇に関する第4回国際連合世界会議の4議題
- (4) 上記会議出席

3 客員専門家

- (1) 米国連邦矯正保護分野における人的資源及びその訓練に關する合同諮問委員会顧問

Dr. F. Lovell Bixby

- (2) 米国シカゴ大学教授 Dr. Norval Morris

- (3) 前ニューージーランド司法次官 Dr. J. R. Robson

- (共通議題)
- | | |
|------------------|-------------------|
| (a) 受刑人口の抑制と処遇効果 | (d) 社会防衛政策と国家開発計画 |
| (b) 刑務作業の諸問題 | (e) アジ研研修の将来 |
| (c) 分類と処遇 | (f) その他 |

4 研修員より提案のあった研修の将来のあり方

- (1) 当所と各研修員との間の定期的な連絡並びに資料の交換
- (2) 課題と研修員の構成を考慮したうえでの専門コースの企画と運営
- (3) コースの中心課題と必要となる資料につき参加研修員に対する事前連絡の徹底と緊密化
- (4) 当所講師団を地域内諸国に派遣する地方研修の実施の必要性

第25回国際研修(1970年 83日間)

「社会防衛における公衆の参与」

1 主要課題設定の趣旨、目的

地域諸国の犯罪防止及び犯罪者処遇の分野における発展をはかるため、中堅幹部として必要な実務及び理論に関する教育、訓練並びに実務修習を行うとともに、地域諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

(1) 基礎テーマ

- | | |
|-------------|-------------------|
| ア オリエンテーション | オ 施設外処遇とソーシャル・ワーク |
| イ 刑事司法行政 | カ 人間行動科学 |
| ウ 刑事学及び少年非行 | キ その他 |
| エ 施設処遇 | |

(2) 犯罪の予防及び犯罪者の処遇に関する第4回国際連合世界会議において討議された下記4議題

- ア 社会防衛政策と国家開発計画
- イ 犯罪及び非行の防止及びその規制に対する公衆の参与
- ウ 矯正の分野における最近の進歩に関連する被拘禁者処遇最低基準規制
- エ 社会防衛における政策発展のためのリサーチの構成

(3) 集団討議議題

- ア 犯罪防止における公衆の役割
- イ 警察、検察、裁判における公衆の役割
- ウ 矯正施設における公衆の役割
- エ 保護観察、仮釈放及びアフターケアにおける公衆の役割

3 客員専門家

(1) 米国連邦矯正保護分野における人的資源及びその訓練に関する合同諮問委員会顧問

Dr. F. Lovell Bixby

「現代矯正の諸問題」

(2) ニュージャージー州トレントン市裁判所事務局プロベクション部次長

Mr. Fred D. Fant

「アメリカにおける保護観察制度」

第26回国際研修(1971年 6.8日間)

「刑事司法における公衆の参与」

1 主要課題設定の趣旨・目的

人権保護, 犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関連する刑事司法運営の諸問題について, 必要な研究討議を行うとともに, 理論及び実務に関する教育・訓練及び実務修習を実施し, もって地域諸国における同分野の発展と, 関係諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法における人権の保護
 - (2) 犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する理論の新動向と諸計画並びに警察, 検察, 裁判所, 矯正, 保護等刑事司法諸機関相互間の連絡協調
 - (3) 刑事司法における公衆参加とその役割
 - (4) 警察活動並びに犯罪防止における公衆の役割
 - (5) 検察, 裁判における公衆の役割
 - (6) 犯罪者処遇における公衆の役割
- ((4)~(6)は集団討議の議題)

3 客員専門家

- (1) 米国連邦矯正保護分野における人的資源及びその訓練に関する合同諮問委員会顧問

Dr. F. Lovell Bixby

A New Role for Parole Boards

- (2) ニューヨーク大学法学部教授 Prof. B. J. George, Jr.

a) Human Rights in Criminal Justice

b) Trends and Counter-Trends in Constitutional Litigation in Criminal Cases

- (3) ソウル国立大学法学部教授 Prof. Ki Doo Kim

第27回国際研修(1971年 88日間)

「刑事司法の管理運営について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

特に矯正と保護に重点をおきつつ、犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野における発展に資するため、必要な研究討議を行うとともに、理論及び実務に関する教育・訓練並びに実務修習を実施し、もって地域諸国における同分野の発展と関係諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

(1) 特に再犯防止に関連づけての犯罪及び犯罪者の処遇に関する現代の理論と実務

このセミナーにおいては、犯罪に関して現在広く国際的に通用している理論と犯罪者の処遇のために効果があるとされている最近の提案、計画及び実務について検討するが、特にプロベーション、パロール、新しい型の居住施設、アフターケアサービスのような地域社会に基礎をおく矯正保護がどのように効果的であるかに討議の重点がおかれる。

(2) 特に犯罪の諸問題と犯罪者の処遇に関連づけての刑事司法の運用

このセミナーは、法、特に刑法の本質、目的、その限界及び警察、検察、裁判所等犯罪防止と犯罪者処遇に関連する諸機関の役割についての基本的理解に資することを目的とする。

(3) 社会防衛における公衆の役割

社会防衛の分野において一般公衆の積極的な参加を求めることの必要性については、世界的に承認されている。この問題は、昨年8月京都で開催された犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第4回国際連合会議の主要議題であったが、今回のコースの焦点となるものとされている。アジア諸国においては、社会防衛の分野においてセイロンの Gen-sabha やインドの Gram Panchayat 等に見られるような伝統的形態の公衆参加に修正を加えてこれを活用し、あるいは市民を巻き込んだ新しいプログラムが発展している。

(4) 集団討議

ア 犯罪防止の活動における公衆の役割

イ 警察、検察、裁判所における公衆の役割

ウ 施設処遇における公衆の役割

エ プロベーション、パロール及びアフターケアにおける公衆の役割

3 客員専門家

(1) 米國ニュージャージー州矯正局長 Dr. R. Lovell Bixby

a) The Administration of Criminal Justice with special reference to

Crime Problems and the Treatment of offenders

b) A New Role for Parole Boards

(2) 元米国連邦矯正局次長，現ノースカロライナ大学教授 Mr. Herman G. Moeller

a) Modern Ideas and Practices concerning Crime and Treatment of Offenders

b) Community Based Programs in the Continuum of Correctinal Treatment

4 その他

クラスにおける活動を講義形式から大幅にセミナー方式に切り換え，研修員の積極的な参加を求め，更に研修の重点を実務上の諸問題に移した点におき，従前の研修内容に比べてかなりの変化をしている。

第28回国際研修(1971年 83日間)

「刑事司法の管理運営について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

日本及びアジア諸国における人権問題を含む犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関連する刑事司法運営上の実務的な諸問題について討議する機会を与え、もって地域内諸国における刑事司法の発展に寄与するとともに、関係諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

(1) 刑事司法における理論と実務

社会秩序維持の要請と犯罪者の人権保護との間に、適当なバランスが保持されるように留意しながら、参加国の刑事司法制度を比較検討し、アジアの全地域に妥当する重要にして普遍的な理論と、有効な刑事司法手続を探求することを目的とする。

ア 刑事司法運用の各段階での決定過程、たとえば、警察官や検察官による逮捕、勾留、事件の処理や裁判所による刑の言渡、仮釈放委員会による仮釈放決定等に含まれる理論と実務

イ 刑事司法の運用における公衆の役割が主たる討議事項となる。

(2) 犯罪者の処遇における理論と実務

ア 特に受刑者の処遇のための最低基準規則に関連づけての犯罪者の処遇における理論と実務

イ 犯罪者の処遇における公衆の役割が主たる討議事項となる。

(3) 犯罪と犯罪者の処遇に関する新しい考え方

犯罪と少年非行に関し、現在広く国際的に通用している理論と、犯罪者の処遇のために効果があるとされている最近の提案、計画、実務について検討するが、特に刑事司法の各分野すなわち、警察、検察、裁判、矯正、保護の協力関係の強化の必要性に重点がおかれている。

3 客員専門家

(1) 前ニュージャージー州矯正保護社会福祉施設省長官 Dr. Lloyd W. McCorkle
Principles and Practices in the Treatment of Offenders

(2) ニュージャージー州最高裁判所事務局長 Mr. Edward B. McConnell
Principles and Practices in the Administration of Criminal Justice

(3) 元スウェーデン矯正保護長官・現国連社会防衛地域顧問 Mr. Torsten Eriksson
An Integrated Approach to Social Defence

第29回国際セミナー（1972年 29日間）

「社会防衛プランニング」

1 主要課題設定の趣旨・目的

上級の行政官及び計画立案担当者の参加を求め、国際連合の1971年から1975年の間における主要な社会防衛プログラムとなっている社会防衛分野におけるプランニングの諸問題を討議することを目的とし、プランニングの過程に含まれている重要な諸論点と適切なプランニングを阻害している諸要因とについての討議を通じて、刑事司法制度内部の諸機関のより調和のとれた、効果的総合的な運営とこれらの機関相互間における必要な物的・人的資源のよりよい配分方策を探求し、加えて、総合的な社会経済開発計画に占める社会防衛専門家の役割についての理解を深めようとするものである。

2 研修実施内容・論点

プランニングに必要な基本的事項、プランニングの実施及び実施結果の評価

- (1) 参加者の所属する諸国で現在行われている社会防衛分野のプランニングの実際についての各参加者による発表報告及びその比較研究
- (2) よりよいプランニングとより効果的な運営とを阻害している諸要因の検討及び社会防衛分野におけるこれらの諸問題の解決方策
- (3) 社会防衛に関連をもつ諸要素をいかにして総合的な経済社会開発計画へ統合するか

3 客員専門家

- (1) 前ニュージャージー州矯正保護社会福祉施設省長官 Dr. Lloyd W. McCorkle
Contemporary Trends in Corrections
- (2) 国際連合社会防衛プログラム担当部長 Mr. William Clifford
First Course on Social Defence Planning for Senior Administrators
and Planners in the Field of Crime Prevention and the Treatment of
Offenders

4 その他

この種のセミナーとして国際的にもはじめての試みであったが、刑事司法全体を通じての総合的・統合的なプランニングの必要性、これらの社会防衛プランニングと経済的・社会的開発プランニングとの調整統合についての考え方等について理解を深める等裨益するところが多かった。

第30回国際研修(1972年 82日間)

「犯罪及び犯罪者の処遇に関する現代の理論と実務について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

矯正及び保護に関する最新の理論と実務に重点をおきながら、日本及びアジア諸国等における犯罪の防止と犯罪者の処遇に関する実務的な諸問題について研究討議を行う機会を与え、もって地域内諸国における同分野の発展に寄与するとともに、関係諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

(1) 犯罪及び犯罪者の処遇に関する現代の理論と実務

犯罪に関して現在広く国際的に認められている理論及び施設処遇と保護観察(プロベーション・パロール)、新しい型の中間処遇、アフターケアサービス等のいわゆる地域社会内処遇と関し有効と考えられる最近の提案、計画、実務について研究討議する。

(2) 刑事司法運営の諸段階における決定手続及びその内容についての比較研究

主として日本及びアジア諸国における刑事司法運営の諸段階における重要な決定、即ち、刑事司法手続から事件を分離する裁量権の行使、裁判所の量刑、仮釈放の許可、保護観察(プロベーション・パロール)における遵守事項の設定、矯正における分類、再分類、作業指定、紀律違反に対する懲罰の決定、執行猶予、仮釈放の取消、その他の施設処遇あるいは、社会内処遇における重要な諸決定等の手続及びその内容について検討を加えるとともに、当該決定機関の機構、決定に用いる証拠資料、決定における選択可能な各種の処分方法とその決定の基準もしくは指針、不当な決定に対する審査手続等についても比較研究を行う。

3 客員専門家

(1) 元英国内務省行刑局長 Mr. Hugh Kenyon

Principles and Practices in the Institutional Treatment of Offenders

(2) ロンドン都市区保護観察所長 Mr. W. H. Pearce

Re-integration of the Offender in to the Community
New Resources and Perspectives

人権セミナー（1972年 28日間）

「刑事司法運営の諸段階において生起する人権上の諸問題について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

国際連合人権フェローシップによるアジア及びアフリカ諸国からの参加者並びに国内からの参加者に対し、セミナー、補充講義、見学、実地視察及び討議等の方法により、刑事司法の運営における人権保護の諸問題について研究討議を行う機会を与え、もって刑事司法の適正な運営の助長並びに発展に寄与するとともに、関係諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

(1) 捜査、訴追の段階における諸問題

たとえば、違法または不当な抑留、拘禁、捜索、押収、著しく長期にわたる拘禁、保釈またはこれに類する釈放の制度、捜査段階中弁護人を選任する権利、容疑者に対する尋問の方法及び限界、警察もしくは、検察官による不起訴処分（起訴猶与を含む。）検察官による証拠の保全及びその開示、容疑者及び容疑事実についての報道とプライバシーの保護等。

(2) 裁判の段階における諸問題

たとえば、迅速、公平、公開の審理、弁護人を選任する権利（貧困者に対する法律扶助または国選弁護人等公的弁護の制度を含む。）証人に対する反対尋問の権利、不任意の自白その他不法に収集された証拠の排除、裁判官による著しい量刑の差異、上訴の権利とその制限、一事不再理の保障、人身保護法の制度等。

(3) 矯正（施設処遇）の段階における諸問題

たとえば、残虐な刑罰の執行または施設内における非人道的な処遇その他の措置、施設の不当な処置に対する救済の方法その他不服申立の制度、施設内における生活条件の保障、被収容者の外部交通その他諸権利の保護等。特にこれらの問題については、1955年国際連合の制定した被拘禁者処遇最低基準規則に照らして検討が行われる。

(4) 保護（非施設処遇）の段階における諸問題

たとえば、保護観察及び仮釈放の許可または取消の手續、保護観察または仮釈放の条件とされる遵守事項の妥当性、保護会その他刑余者保護施設における非人道的な処遇、保護機関職員の職業倫理、前科者に対する資格制限または雇用制限、前科者に対する公衆の一般的敵意の解消方策その他犯罪者の社会復帰に関する市民の協力と参与等。

3 客員専門家

(1) シェラ・レオーネ最高裁判所長官 Mr. C. O. E. Cole

a) Crime Problems, Preventive Measures & Law Making Process

b) Protection of Human Rights in Trial in Courts & Appeal

(2) 元セイロン矯正長官, 前UNAFEI所長 Dr. V. N. Pillai

Protection of Human Rights in Crime Prevention & Prosecution

(3) 国際連合人権局事務部長 Mrs. T. Oppenheimer

United Nations Activities in the Protection of Human Rights

(4) 元英国内務省行刑局長 Mr. Hugh Kenyon

Protection of Human Rights in Institutional and Non-Institutional
Treatment of Offenders

第31回国際研修(1972年 83日間)
「変動期の社会における刑法の機能について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

日本及びアジア諸国における犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関連する刑事司法運営上の諸問題について討議する機会を与え、もって、地域内諸国における刑事司法の発展に寄与するとともに、関係諸国間の親善及び相互理解の増進に資する。

2 研修実施内容・論点

(1) 変動期の社会における刑法の機能

それぞれの社会の社会経済的及び文化的変動と犯罪との関連だけではなく、これらの変動に際して社会の平和と秩序を保つものとしての刑法の機能はいかにあるべきかを探究することを目的とする。その主題として、刑法並びに刑事司法と社会規範その他の関連領域との境界線に属する諸問題及びそれぞれの社会において刑法の機能の適切かつ十全な実現をはかるための方策などが含まれる。

(2) 犯罪と犯罪者の処遇に関する新しい考え方と実務

犯罪に関する最近の理論と犯罪者の処遇のために効果があるとされている諸々の提案や処遇計画(これらには施設処遇とプロベーション、パロール、新しい型のセンター処遇やアフターケア・サービス等の社会内処遇の双方が含まれる)について検討する。

(3) 刑事司法の運営における理論と実務に関する比較研究

研修参加諸国の刑事司法制度とその運用の実際の比較とこれら諸国に適用可能な普遍的理論と有用な手続の探究が目的とされる。

その際特に、ア刑事司法制度の諸部門、すなわち警察、検察、裁判、矯正及び保護の協力的相互関係の強化とイ刑事司法運営の諸段階における重要な決定過程、すなわち刑事司法手続から事件を分離する裁量権の行使、裁判所の量刑、仮釈放の許可または取消等の決定過程の詳細な検討に重点がおかれる。

3 客員専門家

(1) 元英国内務省行刑局長 Mr. Hugh Kenyon

Modern Ideas and Practices concerning Crime and the Treatment of Offenders

(2) デンマーク・ワウグスコヴィーデ開放刑務所長兼マルクス大学講師

Mr. Ole Ingstrup

Role and Functions of the Criminal Law in a Changing Society

第32回国際セミナー（1973年 32日間）

「刑事司法の改革について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪の予防及び犯罪者の処遇に関連する刑事司法の改革に関する諸問題について研究討議する機会を与え、もって、社会変動に即した刑事司法の適正な運用の助長と発展に寄与するとともに、関係諸国間の親善及び相互理解の増進に資することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

研修参加者による個人別のプレゼンテーションを主なものとする。

各参加者は、最近実施され、もしくは近い将来の実施を目途に検討している刑事司法の運営に関連する立法、運用上の変革、技術面の改良、新しい政策、プログラム等刑事司法の改善に関する具体的事例を選択してその内容を紹介するように求められる。各国の近年における社会的変動、発展とともに起って来たニードとそのニードに対応するためにとられ、もしくはとられようとしている各般の対策と関連づけて説明を行うことが望まれる。

すなわち、このプレゼンテーションにおいては、立法に際してとられる実際の過程もしくは政策決定手続の概要に触れるだけでなく、そのような改革もしくは改革の企画を必要とするにいたった理由、つまり、社会的、経済的もしくは行政的な背景事情についても言及することとなる。したがって、当然そこには、刑事司法の改革に際して当面する各種の困難な問題点についての指摘が含まれることとなる。例えば、改革の目的ないし目標をどのようにして決定したのか、価値判断の必要、つまり相反する考え方やニードの間に絶えずバランスをとり、調整をはからなければならないという困難な要請にどのようにして応じているのか、改革の必要性を支える資料の収集、分析、活用はどのようになされているのか等についての説明がそれである。

3 客員専門家

(1) 国際連合社会防衛プログラム部長 Mr. William Clifford

Reform in Criminal Justice in Asia and the Far East

(2) 香港政府矯政局長 Mr. T. G. Garner

a) Some Human Factors Affecting the Criminal Justice System

b) Drug Addiction - Narcotics : The Treatment and Rehabilitation within the Correctional System - The Hong Kong Approach

第33回国際研修(1973年 8.2日間)

「犯罪の予防及び犯罪者の処遇に関する現代の理論と実務」

1 主要課題設定の趣旨・目的

常に犯罪者の基本的権利の擁護と、その社会復帰のために有効な特定の処遇方策との間に適正な均衡を保持することに留意しつつ、研修参加者によって代表される諸国の犯罪者処遇に関する制度及び実務を比較検討し、同地域内諸国の実情に適合し得る普遍的理論及び有益な方策が探究される。

従って、この関係においては、“被拘禁者処遇最低基準規則”が最も有益かつ重要な参考資料となる。さらに、このセミナーにおいては、特に施設処遇から、たとえば、ハーフウェイ・ハウス等の中間処遇を経て社会内におけるアフターケア・サービスに至る処遇の継続過程を、その中心課題とし、かつ、かかる犯罪者の処遇過程における公衆または篤志家の役割についても比較検討が行われる予定である。

2 研修実施内容・論点

犯罪の予防及び抑制に関して、現在広く国際的に認められている理論及び犯罪者の処遇上有効とされる最近の提案、計画並びに実務について

特に、施設処遇及び社会内処遇の双方にわたる各種の処遇方策について、犯罪者の社会復帰に対する相関的効果に重点をおきつつ検討するものとし、論点のなかには、犯罪者及び少年非行者を初期の段階において刑事司法制度から外してこれを家族的保護、社会福祉機関その他社会内処遇に移す諸方策、たとえば、警察による非行少年の地域センターへの委託、検察官による犯罪者の不起訴処分、裁判所における条件付不処分(conditional discharge)、または誓約(binding over)等の方策が含まれる。

3 客員専門家

- (1) セイロン大学法学部講師、前スリ・ランカ(セイロン)法務次官

Mr. L. H. R. Peiris

Modern Ideas and Practices Concerning Crime Prevention and
Treatment of Offenders

- (2) ボストン大学社会学部犯罪学教授 Mr. Benedict S. Alper

「Crime and Society」

第34回国際研修(1973年 82日間)
「変動期の社会における刑事司法政策について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

刑事司法運用上の諸問題について討議する機会を与え、犯罪と社会、経済及び文化の変動との関係に関する最近の理論をふまえて、新しく躍動する情勢に対し、より効果的に対処するための刑事司法政策の改良あるいは提案またはプロジェクト等を討議しようとするものである。

2 研修実施内容・論点

(1) 変動期の社会における刑事司法政策

- ア 「変動期の社会における刑法の役割とその機能」
- イ 「犯罪及び非行の防止に関する私的な社会抑制機能の助成」
- ウ 「変動期の社会における警察その他の法執行機関の役割」
- エ 「刑罰の目的」

(2) 刑事司法の運用上における理論と実務に関する比較

- ア 刑事司法制度なかんずく警察、検察、裁判、矯正、保護の各分野間における協調的連繋とその促進化
- イ 刑事司法の運用の過程における決定の手續 (decision-making) について。例えば警察、検察の過程での訴追裁量権の問題、裁判過程での刑の量定の問題、矯正、保護の過程での仮釈放の問題等。

3 客員専門家

- (1) セイロン大学法学部講師、前スリランカ法務次官 Mr. L. H. R. Peiris
Criminal Law Reform to meet Changing Conditions, with Special Reference to the Victims of Crime
- (2) コペンハーゲン大学刑事学教授 Dr. Karl O. Christiansen
Criminal Policy in a Changing Society
- (3) マレーシア国家警察学校長 Mr. X. A. Nicholas
The Role of the Police in a Changing Society

第35回高官国際研修（1974年 32日間）

「犯罪の防止のための計画とリサーチに関するセミナー」

1 主要課題設定の趣旨・目的

日本及びアジア諸国における都市化と工業化に起因した犯罪を防止するため必要なリサーチを実施し、その計画を策定するうえで当面する諸問題について研究・討論する機会を与え、もって急激な社会変化に即応し、かつ、各国の実情に適合した社会防衛面での施策の樹立に寄与するとともに、関係諸国間の相互理解と親善を図ることを目的とする。

2 研修実施内容・論点

今回の研修（セミナー）は短期間であり、参加者の専門的な知識と経験とを基盤にした積極的な討議への参加が、研修課程において重要な役割を演じることになる。その主なテーマは以下の通りである。

- (1) 犯罪防止のための計画、立案
- (2) リサーチの対象としての犯罪あるいは犯罪者
- (3) 都市化及び工業化の犯罪性に及ぼす影響
- (4) 政策策定上のニーズ、優先順位及びリサーチのための諸資源の確定
- (5) リサーチの機構とリサーチ担当諸機関の連絡協調
- (6) 各国におけるリサーチのニーズとそのために利用しうる諸資源に最も適したリサーチの方法論（統計その他の資料の収集、分析、利用を含む）
- (7) リサーチ結果の活用、特にリサーチ、政策策定及び資料収集機関ないしは情報交換機関の設立などの相互関係
- (8) 既に完了し、あるいは現に進行中の関連諸計画の詳細な記録
- (9) その他の関連諸問題

3 客員専門家

- (1) コペンハーゲン大学刑事学教授 Dr. Karl O. Christiansen
 - 1) Series of Lecture Material on Criminology and Criminal Policy in a Changing Society
 - 2) Some Considerations on the Possibility of a Rational Criminal Policy
- (2) 国際連合犯罪予防・刑事司法局長 Mr. William Clifford
「変動期における犯罪防止プランニング」
- (3) 国際連合ローマ社会防衛研究所専門調査官 Mr. Satyanshu Mukherjee
Criminal Justice in a Changing Society

第36回国際研修(1974年 48日間)
「青少年犯罪及び非行の防止と規制について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

今日、古い伝統的な価値は、工業化や都市化の直接または間接の影響を受けてその多くが捨て去られようとしており、若い世代と古い世代間の価値の葛藤もまた極めて顕著に認められる。青少年による犯罪や非行の増大は、アジア地域内の発展途上国においては、未だ、高度に工業化された西欧社会におけるほどの社会不安を醸成してはいないが、今や世界的現象であるといえよう。このような情勢に鑑みると、青少年のこの種の逸脱行動に特別な関心をはらうべきことの緊要性は多言を要せず、地域内諸国の社会防衛関係者にとっても焦眉の課題であるといわなければならない。

この分野における新しい理論や有効な対策に関する諸問題を、社会的あるいは経済的な背景をふまえながら討議するのがこのセミナーの目的である。

2 研修実施内容・論点

(1) 青少年犯罪及び非行の防止と規制

(2) 刑事司法運用上の理論と実務

ア 立法、警察、検察、裁判、矯正、保護の各分野に従事する者のそれぞれのアプローチの仕方の違いを検討する。

イ 人口、教育、労働、社会福祉、地域社会開発、青少年対策、社会問題などに関する資料に基づいて、社会的あるいは経済的な問題及びニーズを検討する。

ウ 研修参加国の実情に適切でしかも効果的に妥当する理論と手続きを検討する。

3 客員専門家

(1) 前国際連合社会防衛関係顧問 Mr. Torsten Eriksson

「最近の刑事政策の動向」

(2) " Mr. Edward Gwldway

「国連の社会防衛政策」

(3) オハイオ州立大学教授 Mr. John P. Conrad

「開かれた社会における刑事司法」

第37回国際セミナー(1974年 26日間)

「アジアにおけるより効果的な刑事政策の策定とその推進について」

—リフレッシュコース(2)—

1 主要課題設定の趣旨・目的

すでに当所における国際研修を受けた幹部職員の参加を求め、過去における当初の研修実績の評価を行うとともに、昭和50年に開催される第五回国際連合犯罪防止世界会議の議題に関連する諸事項を検討し、もって今後の当所研修運営の充実強化及び地域内諸国における刑事司法の発展を図り、あわせて関係諸国間の親善及び相互理解を増進することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 当所における研修実績をあらゆる角度から評価し、研修計画充実強化のための諸方策を検討するほか、当所研修終了者が各国において組織しているいわゆる同窓会の活動状況についてその実績を評価し、この種活動をさらに効果あらしめる方法の立案実施に関して検討する。
- (2) アジアにおけるより効果的な刑事政策の策定とその推進を図る見地から、昭和50年9月カナダで開催される第五回国際連合犯罪防止世界会議の議題に関連する諸事項を地域内における諸情勢に即応して検討する。

3 客員専門家

前国際連合社会防衛関係顧問 Mr. Torsten Erikson

「Modern Criminal Policy」

第38回国際研修(1974年 48日間)

「非行少年及び青少年犯罪者処遇方法の発展について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

青少年犯罪者の処遇に関する種々の問題を研究討議するとともに、治療的処遇等に関する最新の理論及び実務の発展について理解を深める機会を与え、さらに昭和50年に開催される第五回国際連合犯罪防止世界会議の議題に関連する事項を検討し、もって地域内諸国における同分野の発展に寄与するとともに関係諸国間の親善及び相互理解の増進に資することを目的とする。

2 研修実施内容・論点

非行少年及び青少年犯罪者の処遇方法に関する理論と実務について研究討議し、もって地域内諸国における現行処遇に対する可能な改善方策を探求する。

その際、施設内又は施設外における各種の治療的又はその他の処遇方法が青少年犯罪者の社会復帰に及ぼす効果の比較検討に重点をおくとともに、非行少年及び青少年犯罪者に対する各種の矯正処遇プログラムを立案し、施行し、そして評価する際に遭遇する問題に重点をおいて実施するものとする。

3 客員専門家

(1) 前国際連合社会防衛関係顧問 Mr. Torsten Eriksson

Modern Criminal Policy and Experiments in the Treatment of Young Offenders

(2) ハイフィールドズ少年院長 Dr. Albert Axelroad

Correctional Treatment of Juvenile Offenders

—The first meeting, Wednesday May 25, 1966 "Dave's meeting"—

第39回高官国際セミナー（1975年 24日間）
「警察その他の法執行機関の役割及び機能について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

警察その他の法執行機関の役割及び機能に関する種々の問題、特にその主要な機能である法執行及び犯罪予防活動を適切かつ効果的に推進するための諸方策並びに法執行機関と市民又は社会全体との関係の改善等を目標としたその他の活動を行うべき限度又は方策を研究討議することにより、地域内諸国における最近の社会変動に即応した有効な社会防衛施策等の樹立に寄与し併せて関係諸国間の相互理解と親善を図ることを目的とする。

2 研修実施内容・論点

本研修は討議を中心として行われるものであり従事している法執行の分野につき現下の問題点に関する実情説明が主な内容となる。即ち警察その他の法執行機関における、

- (1) 基本的人権との調和に基づく強力かつ効果的な法執行活動
- (2) 市民の身体、財産等の保護に関する防犯活動（パトロール、質問、停止、所持品検査等に関する問題等を含む）
- (3) (1)(2)を除き、市民及び社会に奉仕する諸活動の限度及び方法
- (4) 市民及び社会との関係の改善
- (5) 職員の採用及び教養訓練
- (6) 各機関相互の協力体制の確立及び強化
- (7) その他関連諸問題

3 客員専門家

- (1) 前国際連合社会防衛関係顧問 Mr. Torsten Eriksson
International Experiences and Trends of Development in the
Treatment of Offenders
- (2) ワシントン州東部連邦地検検事正 Dr. Dean C. Smith
The Roles and Functions of the Police in a Changing Society
—The Impact of the American Constitution on the Police Officer—
- (3) デンバー大学大学院国際研究科教授 Dr. David H. Bayley
A Comparative Analysis of Police Practices

第40回国際研修(1975年 5-7日間)

「犯罪者の社会復帰を効果的に推進するための 諸方策の展開について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪者の処遇に関する種々の問題、特に犯罪者の社会復帰を効果的に推進するための施設内及び施設外処遇その他の諸方策の研究討議を通じて最新の理論及び実務の発展に対する認識を深めさせ、更に本年9月開催される第5回国際連合犯罪防止世界会議の議題に関連する事項を検討する機会を与えることにより、地域内諸国における同分野の発展に寄与し、併せて関係諸国間の相互理解と親善を図ることを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 犯罪者の社会復帰のためのより効果的な施設処遇
- (2) 適切な分類制の設定と運用
- (3) いわゆる“刑務所化”の弊害の除去と円滑な社会復帰の実現
- (4) 犯罪者の社会適応を助長する効果的方策の探求
- (5) 社会内処遇制度の拡大強化
- (6) 犯罪者の更生を容易にするための民衆の積極的参加と援助

上記の目的を実現するため、矯正・保護の分野において必要とされる計画の立案及び調査研究についても検討する。

なお、論点の中には、警察その他の法執行機関による犯罪者発見後の措置、地域防犯活動等の外、検察官による起訴猶予処分、裁判所における執行猶予処分等の方策が含まれる。

3 客員専門家

- (1) 前ニュージーランド司法長官 Mr. E. A. Missen
「ニュージーランドにおける刑事司法制度について」
- (2) インド、タタ社会科学研究所刑事学兼矯正行政学部長 Mr. J. J. Panakal
「発展途上国における非行少年の専門的処遇を実施する上での諸問題」

第41回国際研修(1975年 54日間)
「刑事司法制度及びその運用に関する諸問題について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

刑事司法制度及びその運用に関する諸問題、特に刑事司法過程全体から生ずる社会防衛効果を最大限に高めるために必要な諸方策を解明し、更に本年9月に開催される第5回国際連合犯罪防止世界会議の議題に関連する事項を検討する機会を与えることにより、地域諸国内における刑事司法制度の発展に寄与し、併せて関係諸国間の相互理解を図ることを目的とする。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事法及びこれを実施するための諸制度が社会統制の手段として過重な負担を強いられている面はないか。あるいは、それらの統制機能を更に充実強化すべき面はないか。
- (2) 刑事司法制度全体の効果を高めるためには、どのような方策がとられるべきであるか。例えば、手続一般あるいは証拠に関する法規などについて改善を必要とする点があるか。あるいは、従来刑事司法制度の中で取り扱われてきた犯罪のうち、他の社会統制手段にゆだねる等の方法により、制度から分離されるべきものがあるか。
- (3) 判決及び量刑を効果的かつ合理的なものとするためには、どのような方策がとられるべきか。
- (4) 現在の施設内及び施設外処遇について、どのような改善がなされるべきであるか。
- (5) 刑事法制及び刑事司法制度を新しい社会情勢に適切に対応させるためには、どのような方策がとられるべきか。

3 客員専門家

- (1) 米国カリフォルニア州司法協会研究部長 Dr. I. J. "Cy" Shain
 - a) The Concept of the Indeterminate Sentence : A Reexamination
 - b) Plea Bargaining : An American Practice in Search of Legitimacy
 - c) The American Criminal Justice System in the 1980's : What lies Ahead
- (2) カイロ社会学、刑事学研究センター所長、エジプト・アラブ共和国前社会福祉大臣
Dr. A. M. Khalifa
Draft Principles on Freedom from Arbitrary Arrest and Detention, and Amendments thereto Proposed in the Study of the Right to Communicate

(3) 香港矯正局長 Mr. T. G. P. Garner

a) Fifth United Nations Congress on the Prevention of Crime and
the Treatment of Offenders held at Geneva, Switzerland by
Mr. T. G. P. Garner

b) Crime Problem in Hong Kong

第42回高官国際セミナー（1976年 25日間）
「刑事司法の有する社会防衛効果を最大限に發揮するた
めに必要な量刑手続及びその政策について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

刑事司法の有する社会防衛効果を最大限に發揮するために必要な量刑手続及びその政策に関する諸問題を検討し、更に1975年9月に開催された第5回国際連合犯罪防止世界会議の議題に関連する事項を検討する機会を与え、もって地域諸国内における刑事司法制度の発展と有効な社会防衛施策の樹立に寄与し、併せて関係諸国民の相互理解と親善を図ることを目的とする。
(対象研修員：裁判官)

2 研修実施内容・論点

- (1) 量刑の目的及びこれを達成するためにとられるべき諸方策
- (2) 量刑に関与すべき適切なる機関の種類及び内容
- (3) 犯罪及び犯罪者の多様性に対処すべき量刑の種類及び内容の改善
- (4) 量刑における不均衡を防止するための方策
- (5) 量刑資料の収集方法の改善及び量刑における科学性導入の可能性
- (6) 量刑手続における被告人の権利
- (7) 少年・薬物中毒者・精神障害者に対する量刑方法の改善

3 客員専門家

- (1) 国際連合犯罪予防・刑事司法部長 Mr. Gerhard O.W. Mueller
 - a) The Two Phase System of Criminal Procedure
 - b) Punishment, Corrections and the Law
 - c) 'Diversion': Alternatives to the Inevitability of Criminal Justice Process
 - d) The Demands of the Inmates of Attica State Prison and the United Nations Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners
 - e) Imprisonment and its Alternatives
- (2) 米国カリフォルニア州司法協会研究部長 Dr. I. J. "CY" Shain
 - a) The Judge's Role in Sentencing: Basic Considerations for Effective Sentences
by Mr. I. J. "CY" Shain

- b) Efforts to Reduce Disparity in Sentencing : An Assessment of Experience with the Indeterminate Sentence Law
by Mr. I. J. "CY" Shain
- c) Sentencing by Compromise : An Examination of Plea Bargaining Practices in American Trial Courts
- d) The Use of Diversion as a Sentencing Strategy

第43回国際研修(1976年 5・6日間)

「犯罪者の改善更生に有効な処遇方策の研究について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

近時拘禁刑の有する機能のうち、主として受刑者の改善に関する機能の低下が問題とされているものの、犯罪者の社会復帰を目的とする拘禁刑の制度が、現在及び将来にわたって極めて重要な役割を有するものであることはいうまでもない。しかし、このような議論のなされる背景を考慮して、現在実施されている矯正処遇の実情に十分な検討を加え、より有効かつ適切な各種処遇計画の策定を行うことは特に重要と思われる。そこで、今回の研修は、犯罪者の社会復帰を促進するために従来行われてきた各種の処遇方法及び処遇技術に関する問題点、その改善の必要性等を検討するとともに、最近における実証的研究の成果に基づいた新たな処遇上の諸方策を探求し、更に1975年9月に開催された第5回国際連合犯罪防止世界会議の議題に関連する事項を検討する機会を与える。

2 研修実施内容・論点

- (1) 改善の面から見た拘禁刑の処遇効果の内容及び限度
- (2) 職業訓練等の矯正教育の現状と改善の必要性
- (3) 犯罪者の特性に応じた処遇の多様化を実施するための方策
- (4) 施設外処遇その他の社会との継帯を強化するための処遇計画の在り方
- (5) 職員研修の実情と問題点

なお、論点の中には、地域社会における防犯及び処遇活動、少年補導、起訴猶予処分、量刑、保護処分、保安処分、常習犯罪者、精神障害者等に対する刑事上その他の措置、関係機関相互の連絡調整等に関する問題点が含まれる。

3 客員専門家

- (1) 米国カリフォルニア州司法協会研究部長 Dr. I. J. "CY" Shain
 - a) Crime, Punishment and Corrections
 - b) The Indeterminate Sentence Concept : A Reexamination
 - c) Diversion : An Alternative to Traditional Criminal Justice Processing
 - d) Can Crime be Reduced ? An Examination of a National Crime Prevention Strategy
- (2) 英国ロンドン保護観察所長 Mr. W. H. Pearce
 - a) Probation Order

- b) Probation and After-care in England and Wales
- c) After-care for the Homeless Offender
- d) Re-integration of the Offender into the Community New Resources and Perspectives
- e) Social Casework
- f) Differential Treatment (Probation) Unit
- g) Day Training Centre
- h) Community Service by Offenders
- i) Building Manpower Service

第44回国際研修(1976年 55日間)

「刑事司法制度及びその運用に関する諸問題について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

刑事司法制度及びその運用に関する諸問題、特に暴力犯罪の実態及びその防止のための諸方策を解明することにより、地域諸国における刑事司法制度の発展と有効な社会防衛施策の樹立に寄与し、併せて関係諸国間の相互理解を図ることを目的とする。

2 研修実施内容・論点

研修は、講義とともに研修員の知識と経験に基づくセミナー、グループ・ディスカッション及び実地見学に重点を置くものとする。

(1) 刑事司法制度及びその運用に関する諸問題

今回は暴力犯罪に対する社会防衛効果を最大限に高めるための理論的、実務的方法について検討するものとし、特に次の事項に重点を置く。

- ア 一般的な暴力犯罪の実態と傾向
- イ 組織的暴力犯罪の取締りに関する諸問題
- ウ 麻薬等の薬物又はアルコール飲料と暴力犯罪との関係
- エ 銃火器と暴力犯罪との関係
- オ 暴力犯罪の発生に関連する諸要因
- カ マス・メディアの暴力犯罪に及ぼす影響
- キ 暴力犯罪の予防、捜査、公判における諸問題
- ク 暴力犯罪者に対する施設内及び施設外処遇
- ケ 暴力犯罪に対処するための法改正の必要性
- コ 暴力犯罪に関するリサーチとその効果的活用

(2) 暴力犯罪に関する比較研究

3 客員専門家

米国ペンシルヴァニア大学名誉教授 Dr. Thorsten Sellin

- a) Capital Punishment in Historical Perspective
- b) The Death Penalty : Retribution or Deterrence
- c) Measuring Delinquency

第45回高官国際セミナー(1977年 55日間)
「犯罪者処遇に関する諸問題について」

1 主要課題設定の趣旨・目的

犯罪者の復帰すべき地域社会と密接に結びついた各種処遇方法を検討することにより、地域内諸国における犯罪者処遇制度の発展に寄与し、併せて関係諸国民の相互理解と親善を図ることを目的とする。

2 研修実施内容・論点

次に掲げる項目に重点を置き、犯罪者の復帰すべき地域社会と密接に結びついた各種処遇方法について参加者の所属する分野における実情及び問題点の説明が主要内容となる。

- (1) 施設内処遇又は社会内処遇の選択に際して考慮すべき基準
- (2) 拘禁刑の執行に際し、社会からの隔離に伴う弊害の緩和及び社会との紐帯の強化
- (3) 保護観察、仮釈放その他の社会内処遇方法の拡充又は開発
- (4) 社会復帰を円滑にするための公衆参加の強化
- (5) 犯罪者処遇に従事する職員の採用と研修

なお、上記論点の中には、地域社会における犯罪予防活動、少年補導、起訴猶予処分、量刑、麻薬中毒者及び精神障害者に対する治療的措置等に関する問題を含むものとする。

3 客員専門家

- (1) 米国イーストカロライナ大学教授 Mr. Herman G. Moeller
 - a) The Correctional Institution in the Climate of Change
 - b) The Involvement of Correctional Institutions with the Community
 - c) Toward the Development of Principles and Standards for Community Based Corrections
- (2) 米国司法省法執行援助機関少年司法非行予防局企画調整部長 Mr. Robert L. Smith
Community Corrections : Rhetoric in Search of Reality (I - III)

第46回国際研修(1977年56日間)

「非行少年及び青年犯罪者の処遇」

1 主要課題設定の趣旨・目的

近年アジア諸国の多くにおいては、若年層による犯罪・非行の増加、悪質化が目立っており、各国ともこれに対して重大な関心を寄せている実情が認められる。特にこれらの諸国の中には、工業化、都市化に伴う社会変動が社会の価値観を変様させ、あるいは家庭や地域社会内部の紐帯を弱めつつあるものも少なくなく、このような社会的諸条件が青少年の健全な育成に悪影響を及ぼし、青少年の犯罪及び非行問題の深刻化を助長している点は大いに注目すべきである。

ところで、青少年はなお成長過程にあって可塑性に富み、犯罪を行った者であっても、適切な処遇を行うことによって自ら更生し、国家の発展に有用な構成員として社会に復帰する可能性を十分に有するといえる。また、青少年の成長段階の初期に見られる多くの非行はしばしば将来における常習性ないし改善困難性に至る徴表と考えられることから、その早期の発見と適切な処遇は極めて重要というべきである。

このような見地から、今回の研修では、関連諸科学の研究成果を十分に活用したうえ、青少年の成長段階とその環境的諸条件に適応したより有効かつ適切な施設内及び施設外処遇方法を検討することとしたい。

2 研修実施内容・論点

- (1) 青少年非行・犯罪の実情及びその発生に関連する諸要因
- (2) 少年裁判所等の処分決定機関の果たすべき役割ないし機能
- (3) 非行少年及び青年犯罪者に対する処分の種類及び態様とその選択の基準
- (4) 施設内における学科教育、職業訓練、生活指導等の処遇計画の充実
- (5) 保護観察、仮釈放、アフターケア等の社会内処遇方法の拡充
- (6) 少年非行及び青年犯罪の効果的予防計画
- (7) 各種リサーチ結果その他の科学的知識及び技術の活用
- (8) 矯正保護職員の採用と訓練

3 客員専門家

英国ケンブリッジ大学犯罪学研究所教授 Dr. Manuel Lopez-Ray

Youth and Crime in Contemporary and Future Society (I-II)

第47回国際研修(1977年 53日間)

「迅速かつ公正な刑事司法の運用」

1 主要課題設定の趣旨・目的

社会統制の重要な手段である刑事司法制度が効率的かつ公正に機能すべきことは当然であるが、近年多数のアジア諸国においては、犯罪の増加・悪質化に伴い、刑事司法の各分野において、過重な負担が顕在化しつつある。裁判所及び法執行機関におけるこのような事態は、一方において、個々の事件に対する慎重な配慮を失わせ、社会及び犯罪者とされる者の利益を害するとともに、他方において、事件処理の遅延を招き、刑罰の有する犯罪抑止力を減殺するおそれがある。被疑者・被告人の側における拘禁の長期化、起訴・公判に伴う地位の長期的不安定、証拠の散逸等による防御能力の低下、あるいは、法執行の側における重要末検挙事件の増加等は、いずれも過重な負担を強いられる刑事司法の弊害の現われと見られる。

このような弊害の招来を防止するためには、刑事司法制度に対する過重な負担の軽減と、その効果的運用を目標とした事件処理の迅速化に対する努力が重ねられるべきである。そのためには、人員設備の拡充はもとより、刑事司法制度以外の社会統制手段活用の可能性の探求捜査公判に関する制度及び実務の各般細部にわたる再検討が必要とされる。しかしながら、刑事手続の各段階において被疑者・被告人の権利に対する十分な配慮が必要なことはいうまでもないのであって、刑事司法効率化のための努力も、その公正さを確保し促進する方向で探求されなければならない。

2 研修実施内容・論点

- (1) 刑事司法の運用にみられる過重な負担及び遅延の実情
- (2) 捜査及び起訴の効率化を図るための方策
- (3) 迅速な裁判を実現するための方策
- (4) 事件を他の社会統制手段にゆだねる等の方法により、正式の刑事手続から早期に分離ないし回避すること(ダイヴァージョン)の必要性
- (5) 未決拘禁の長期化を防止するための方策
- (6) 弁護人制度及び上訴等による救済制度を効果的に活用する
- (7) 刑事司法関係職員の採用と訓練

3 客員専門家

- (1) インド連邦元内務次官補 Mr. Subramania Lyer Balakrishnan
 - a) Measures to Reduce Inflow of Cases to Be Dealt with by the Criminal Justice System

- b) Measures to Improve Efficiency of the Police and the Public Prosecutor
 - c) Measures to Improve the Functioning of Courts
 - d) Treatment of Offenders, Compensation to Victims and Coordination of Activities of Criminal Justice Agencies
- (2) 米国北部ミシシッピー地区地方検事 Mr. H. M. Ray
- a) Current Crime Situation and Criminal Justice System in the United States
 - b) Federal Criminal Prosecutions
 - c) The Federal Speedy Trial Act : How It Works /
 - d) White Collar Crime

国際連合人権研修(1977年 16日間)

「人身の自由及び安全に対する権利の不当なはく奪を 防ぐための保障」

1 主要課題設定の趣旨・目的

人身の自由及び安全は、市民の基本的権利のうちでも特に重要なものの一つであり、社会生活の正当な目的のためにその制限ないしはく奪がやむを得ないと考えられる場合でも、その運用を最小限度にとどめ、不当な人身の自由のはく奪を防止することが必要である。なかでも、逮捕、勾留、自由刑など人身の自由のはく奪を伴う措置のとられることが少なくない刑事司法手続においては、これらの措置の不当な適用を防ぐための保障を効果的なものとする必要が特に大きい。

2 研修実施内容・論点

保障されるべき権利に関する諸原則を明らかにするとともに、その保障を有効に機能させるための諸方策についても検討される。

- (1) 不当な逮捕及び勾留の防止
- (2) 自由刑を科する前提となる公判手続並びに執行猶予及び仮釈放の取消手続における手続上の諸権利の保障
- (3) 受刑者その他の被拘禁者の諸権利の保障
- (4) 刑事司法以外の分野における人身の自由の保障

3 客員専門家

- (1) ニュージーランド国ウェリントン・ヴィクトリア大学刑事学研究所長

Dr. J. L. Robson

- a) New Zealand Penal Policy (Outline of Lecture)
 - b) The Purpose of Criminal Justice
 - c) Ombudsman : The Grievance Man
 - d) Criminology : Its Search for an Identity
 - e) Values and Criminal Justice
- (2) 国際連合顧問レバノン国最高裁判所判事 Dr. Mustafa El Augi
 - a) Police and Courts on Human Rights Protection
 - b) New Trends in Criminal Justice Administration and the Rights of the Accused
 - c) The Role of Human Factors and Public Opinion in Implementing Human Rights Protection

d) Doctoral Level Education in Criminal Justice Administration in Lebanon

(3) 國際連合人權部長 Dr. Van Boven

a) Developments in U. N. Efforts in the Field of Human Rights

b) The International Bill of Human Rights

c) The United Nations and the Eradication of Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment

第48回高官国際セミナー(1978年—26日間)

「社会・経済犯罪の予防及び取締り」

1 主要課題設定の趣旨・目的

アジアをはじめ世界の諸地域でみられる工業化・都市化とこれに伴う社会・経済条件の著しい変化は、犯罪の形態と規模に多大な影響を及ぼしつつあり、特に、経済活動の場面においては、企業がその利益追求と組織拡大の過程において、不法又は反社会的な手段に訴えたり、国家の健全な社会的・経済的發展のために必要な企業活動の規制措置に違反したりする機会が増大している。取引上の詐欺、有害な食品や薬品の生産及び販売、市場における不公正競争、外国為替に関する規制の免脱、密輸出入、脱税、贈収賄、環境破壊(公害)等の反社会的行為が一般公衆の健康・福利に重大な悪影響を及ぼすだけでなく、国家の経済的發展を著しく阻害することはいうまでもない。そして、社会の健全な發展のためにはこの種反社会的行為の防止が不可欠とされているにもかかわらず、これに対する適切な規制立法の欠如ないし不備、捜査、訴追及び裁判の過程における非効率的な法の運用、犯罪を遂行し刑事制裁を回避するために違反者の用いる複雑かつ巧妙な手口等の諸要因により、その予防及び取締りは、これまで必ずしも十分な効果を挙げるに至っていないと思われる。そこで、これら社会・経済犯罪の実情を把握し、この種犯罪に対する刑事立法の役割と刑事司法制度の運用のあり方とを再検討して、適切かつ効果的な予防及び取締りの方策を採求することが必要とされる。

2 研修実施内容・論点

- (1) 社会経済犯罪の実情
- (2) 社会・経済犯罪の予防及び取締りに関する諸方策
 - ア 効果的な法執行の確保
 - イ 司法手続の充実改善
 - ウ 法改正の必要性
 - エ 予防及び取締りに関するその他の諸方策

3 客員専門家

- (1) ノールウェイ・オスロ大学教授 Dr. Johannes Andenses
 - a) Does Punishment Deter Crimes ?
 - b) The Future of Criminal Law
 - c) Social and Economic Offenses--Theoretical Issues and Practical Consideration

(2) 米國司法省刑事局知能犯課公判担当上席検事 Mr. Edward J. Barnes

a) The American Criminal Justice System

b) Economic Crime--Identification of Economic Crime and Kinds of
Economic Crimes

c) Economic Crime --Detection, Investigation, Prosecution, and
Prevention

第49回国際研修(1978年 82日間)
「犯罪者に対するワーク・プログラムについて」

1 主要課題設定の趣旨・目的

労働及び仕事は人間生活に欠くことのできないものであることはいうまでもないところであり、各個人の仕事とのつながりや労働の習慣はその者の生き方に重要な意味をもつ。失業あるいは不安定な就業がしばしば犯罪行動の大きな要因となる反面、保護観察対象者、受刑者その他の罪を犯した者が規則正しく就労することは、彼ら自身の社会復帰を容易にするだけでなく、その家族、被害者ひいては社会全体の福祉にも貢献する。犯罪者の処遇においてワーク・プログラムがおおいに強調されてきたのも当然である。

しかし、矯正施設の収容者に適切な作業や職業訓練の機会を与え、保護観察対象者や施設から釈放された者に対する円滑な就職援助を行う上で、いくつかの大きな障害があることも事実である。したがって、現在のワーク・プログラムに再検討を加えるとともに、それが犯罪者の改善更生及び社会的利益の増進に対して有する意義を高めることは、極めて重要である。

今日の矯正は、理論的にも実際的にも多くの重要な課題に直面している。いずれの国においても、犯罪者の処遇をより効果的かつ人道的なものとするための真剣な努力が重ねられてきているが、最近における犯罪の動向及び犯罪問題に対する社会の態度の変化によって、数多くの新しい問題が提起されるに至っている。したがって、今回の研修では、施設内処遇及び施設外処遇の両者にわたる矯正処遇の全般について再検討を加えるとともに、特に犯罪者の社会復帰を促進する見地から、矯正プログラムを改善する諸方策を探求することとしたい。

2 研修実施内容・論点

「犯罪者に対するワーク・プログラム(Work Program)」に関する比較研究

- (1) 刑務作業
- (2) 職業訓練
- (3) 就職援助
- (4) ワーク・リリース(Work Release)その他の地域社会におけるワーク・プログラム

3 客員専門家

- (1) 元アジア極東犯罪防止研修所長 Dr. V. N. Pillai
 - a) Changing Policies and Practices in the Treatment of Offenders
 - b) The Correctional System
 - c) Some Important Aspects of Institutional Training
 - d) Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners

d) Human Rights in the Treatment of Prisoners
(2) イェルサレム、ヘブライ大学名誉教授 Dr. Israel Drapkin

- a) Criminological Aspects of Sentencing
- b) Criminology: Past, Present and Future
- c) The Crisis of the Penal System

(3) 米国コロンビア特別区上級裁判所ソシアル・サービス部職員訓練担当顧問

Dr. Edgar Silverman

- a) The Rise and Development of the Juvenile Court Concept
- b) The Juvenile Justice System—Its Design and Operation
- c) Helping Services in Correctional Settings

「少年裁判所の起源と発展」ほか

第50回国際研修(1978年 82日間)

「刑事司法における処分決定の適正化」

1 主要課題設定の趣旨・目的

刑事司法諸機関の行う決定は多様であるが、その中でも、裁量権に基づいて行う刑事手続の開始、起訴、量刑、仮釈放、仮釈放又は執行猶予の取消し等に関する決定は、単に犯罪者のみならず社会全体の利益と密接な関係がある。しかるに、多くの国においては、これらの処分決定につき、必ずしもその重大性にふさわしい考慮が払われていないように見受けられる。すなわち、処分決定のための手続は、まだ改善の余地があり、決定に当たって準拠すべき基準も、明確性に欠け、刑事司法の追求すべき諸目的間の調和を図る点で不十分な場合が多い。また、量刑その他の処分決定に著しい不均衡が存在する場合も少なくない上、ある手続段階での決定が、他の段階に及ぼすその影響を十分考慮することなしに行われる傾向も見られる。

刑事司法におけるこれらの処分決定を適正化して、刑事司法の運営を改善するためには、それぞれの決定の目的を明確にするとともに、裁量権の妥当な範囲や、処分決定のための合理的かつ合目的な手続のあり方を検討し、また、処分の多様化及びその内容の適正化を図ることが必要となる。

2 研修実施内容・論点

(1) 刑事手続の開始及び起訴に関する決定

ア 妥当な裁量権の範囲及び決定のための基準

イ 正式の刑事手続をとらずに、事件を他の社会的統制手続等にゆだねることにより、適正な処理を図るための方策(ダイヴァージョン)

(2) 量 刑

ア 刑罰の種類

イ 量刑の目的、基準及び手続

ウ 量刑の不均衡を減少させる方策

エ 裁判所以外の機関が量刑に関して果たすべき役割

(3) 施設内・施設外処遇における処分決定

仮釈放及び仮釈放又は執行猶予の取消しに関する手続及び基準

(4) 刑事司法機関相互の協調

刑事司法全体からみて、調和のとれた処分決定を行うため刑事司法諸機関相互の協調・連携を高める方策

3 客員専門家

(1) 米国ニューヨーク州立大学教授 Mr. Leslie T. Wilkins

a) The Development of the Guideline Approach to Criminal Justice
Decision-Making

b) Problems of Sentencing Principles

c) Are Guidelines Worth While ?

(2) 西独アウグスブルグ大学教授 Mr. Joachim Herrmann

a) Major Reforms in the Law of Sanctions : United States, Germany,
Austria, and France

b) Various Models of Criminal Proceedings

c) Dispositional Powers of the Prosecutor : United States and
Germany

第51回高官国際セミナー(1979年 33日間)

「危険な犯罪者及び常習性犯罪者の処遇」

1 主要課題設定の趣旨、目的

矯正保護は、主として犯罪者の社会復帰を図ることによって、犯罪の減少と抑制に寄与することを目的とする。最近では、犯罪者処遇の効果を高めるとともに、犯罪者の取扱いを一層人道的なものとするために、多くの国において、施設内処遇に代わる社会内処遇の活用がますます強調されつつあり、現に、社会の安全を害することなく社会内処遇によって改善更生できる犯罪者は少なくない。しかしながら、犯罪の重大性、社会の安全に対する脅威又は社会内処遇による改善更生の困難性等に基づき、施設に収容する必要がある犯罪者が存在することも、一般に指摘されているところである。実際の運用においても、社会的危険性ないし再犯可能性の大きい犯罪者は、刑務所等に収容されるのが通例であり、収容の期間も長期にわたることが多い。これらの犯罪者の中核をなすのは、重大な犯罪を犯し、かつ慢性的に反社会的な行動傾向を示す者、組織犯罪ないし職業的犯罪に深いかかわりを持つ者、あるいは、暴力犯罪等を反覆する者である。

犯罪者の社会復帰に努める矯正保護に大きな障害をもたらすのは、これらの犯罪者であり、更にその一部は、施設内において暴力的ないし、悪質な行動により、他の受刑者や施設職員に脅威を与えている。他方、この種の犯罪者に対しても適切な施設内処遇を行い、更に、施設からの釈放後においても効果的な社会内処遇を行う必要があることは、多言を要しない。従って、これらの犯罪者を的確に選別し、施設の内外において効果的な処遇方法を発展させ、かつ、施設内における混乱、対立を未然に防止するための方法を探求することが要請されるのであるが同時にこれらの者の人権に対して適正な配慮が必要なこともいうまでもない。

このセミナーは、危険な犯罪者及び常習性犯罪者の範囲、特質を明らかにし、これらの者に対する処分並びに施設内及び社会的処遇の現状と問題点を検討し、これらの問題について効果的に対処する方策を追求しようとするものである。

2 研修実施内容・論点

(1) 危険な犯罪者及び常習性犯罪者に関する立法及び量刑の実情

- ア 特別立法の有無及び概要
- イ 量刑の実情
- ウ 量刑における裁判官以外の者の役割

(2) 危険な犯罪者及び常習性犯罪者の施設内処遇

- ア 発見及び分類
- イ 生活指導、職業訓練、心理療法、カウンセリング等を含む処遇方法

(3) 施設内の秩序及び安全の維持

ア 危険な犯罪者及び常習性犯罪者の問題行動の態様と程度

イ 懲罰とその手続及びその他の秩序維持の手段

(4) 危険な犯罪者及び常習性犯罪者に対する社会内処遇方法

プロベーション、パロール、アフターケア、外部通勤、中間施設その他の社会内処遇方法の活用

3 客員専門家

(1) 米国ミネソタ大学刑事司法研究部長 Dr. David A. Ward

a) An Overview of Contemporary United States Penal Policy : From Rehabilitation to Incarceration

b) Prototype of the "Justice Model," "Last Resort" Prison : The United States Penitentiary at Alcatraz Island

c) New Prisons of "Last Resort" in the United States and Scandinavia

(2) オーストラリア刑事学研究所次長 Mr. Colin Russel Bevan

a) Dangerous Offenders in the Community

b) Dangerous Offenders in Prison

c) The Dangerous Offender and the Court

第52回国際研修(1979年 82日間)

「犯罪者の社会内処遇及び中間処遇の発展」

1 主要課題設定の趣旨・目的

矯正保護の目的は、犯罪者の社会復帰を促進することによって社会防衛を図る点にある。犯罪者の中には、犯罪の重大性、社会の安全性に対する脅威、社会内処遇による改善更生の困難性等のため、施設に收容する必要があるものが少なくないし、矯正施設は、これらの犯罪者を適切かつ効果的に処遇するために多大の努力を払っている。他方、最近では、犯罪者処遇を一層人道的かつ効果的にする観点から、社会内処遇及び中間処遇の制度の幅広い活用が強調されている。犯罪者の帰属する社会こそは、その改善更生を援助するのに最も自然かつ適切な場であり、社会内処遇が犯罪者やその家族及び地域社会に大きな負担をかけない処遇方法であることは言うまでもない。しかしながら、多くの国々では、社会内処遇及び中間処遇の必要性を認識しながらも、必ずしもその整備、拡充に努めてきたとは言い難いのが実情である。社会の安全を脅かす虞がなく、かつ、社会内処遇に適しているにもかかわらず、単に適切な制度が存在せず又は十分でないことを理由に矯正施設に收容されている犯罪者も少なからず存在することは、一般に指摘されているところであって、犯罪者のための保護観察(プロベーション、パロール)、その他の社会内処遇及び中間処遇の制度の整備・拡充を図ることは現下の緊要な課題であると言わなければならない。

2 研修実施内容・論点

(1) 社会内処遇及び中間処遇の運用の実態

ア ダイヴァージョン

イ 保護観察(プロベーション、パロール)及び更生緊急保護

ウ 開放施設、外部通勤、帰休、ーフウェイハウス

エ 社会奉仕命令

オ その他

(2) 社会内処遇及び中間処遇を適切に行うための対象者の選択

(3) 保護観察における処遇方法と処遇プログラム

(4) 社会内処遇及び中間処遇の条件及び取消手続

(5) 社会内処遇及び中間処遇に係る諸機関相互の連携

(6) 篤志家及びその他の社会資源の活用と公衆の参加

(7) 犯罪者処遇に従事する職員の採用と研修

(8) 社会内処遇及び中間処遇についての評価と調査研究